年金の話と資産寿命

～日本の年金の目指す方向と
FPの関わり方～

SGFP名古屋
（2020年10月17日）

社会保険労務士
DCえんFP事務所
CFP　遠藤芳之　1

- 本日のセミナー内容

I. 日本の社会保障

II. 年金制度の国際比較

III. 日本の公的年金制度の論点or嘘？

IV. 健康寿命・生命寿命・資産寿命

V. FPの関わり方

講師紹介

■遠藤　芳之（えんどう　よしゆき）

■保有資格：
社会保険労務士、一級DCプランナー
ファイナンシャルプランナー（CFP）

■略歴：

1955年愛知県半田市生まれ。半田市内で育ち、 2015年6月 東京本社の建設会社を定年退職後、翌年2月に開業社会保険労務士登録。2016年8月に社会保険労務士DCえんFP事務所を半田市乙川向田町に開設。

2001年12月1日AFP認定、2006年3月1日CFP認定。2005年6月CFP試験で1科目ライフプランを落としました。次の11月には合格しましたが、年金への理解が足りないと思い、DCプランナー試験1級、2級と合格し、最終的には社会保険労務士試験に5回目にして合格しました。2005年6月のCFP試験に一発合格していたら、今の自分はなかったのかなと思う今日この頃です。

Ⅰ．日本の社会保障

国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度

出典：厚生労働省ホームページ＞統計情報・白書＞白書、年次報告書＞平成29年版厚生労働白書－社会保障と経済成長

2019年度一般会計歳出・歳入の構成（臨時・特別の措置を除く）

一般会計歳出

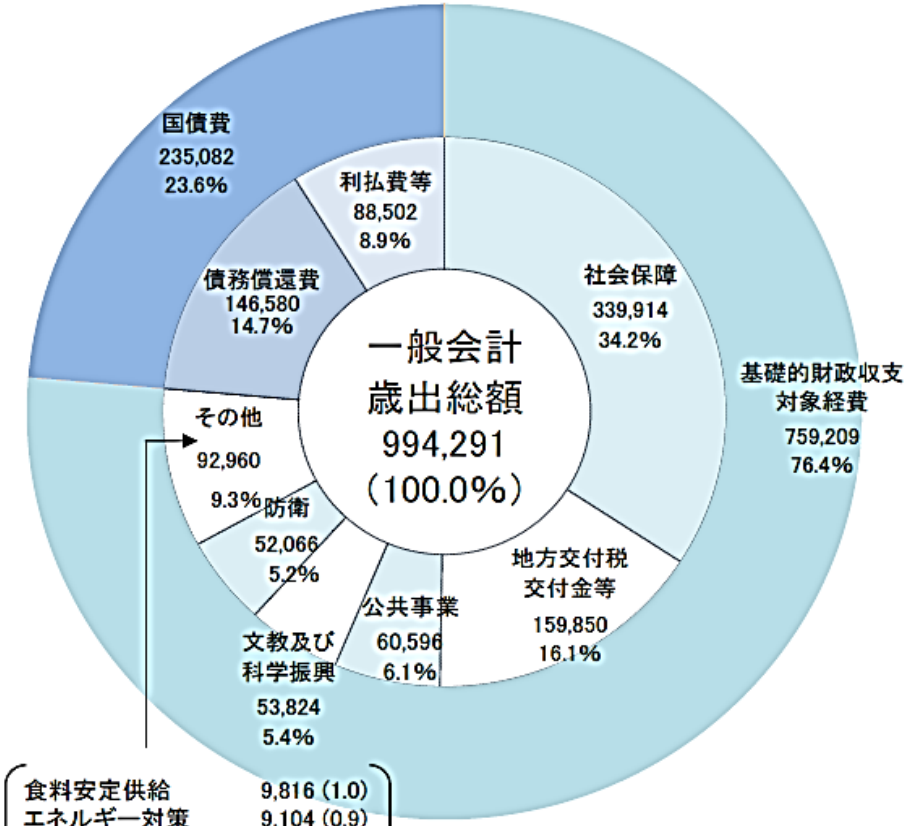

食料安定供給	9,816 (1.0)
エネルギー対策	9,104 (0.9)
経済協力	5,021 (0.5)
恩給	2,097 (0.2)
中小企業対策	1,740 (0.2)
その他の事項経費	60,181 (6.1)
予備費	5,000 (0.5)

※「基礎的財政収支対象経費」と
のこと。当年度の政策的経費を
※「一般歳出」（＝「基礎的財政収
金等」を除いたもの）は、599,359

（注1）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致
（注2）一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.7%。

2020年度の予算案構成

一般会計総額 102兆6580億円

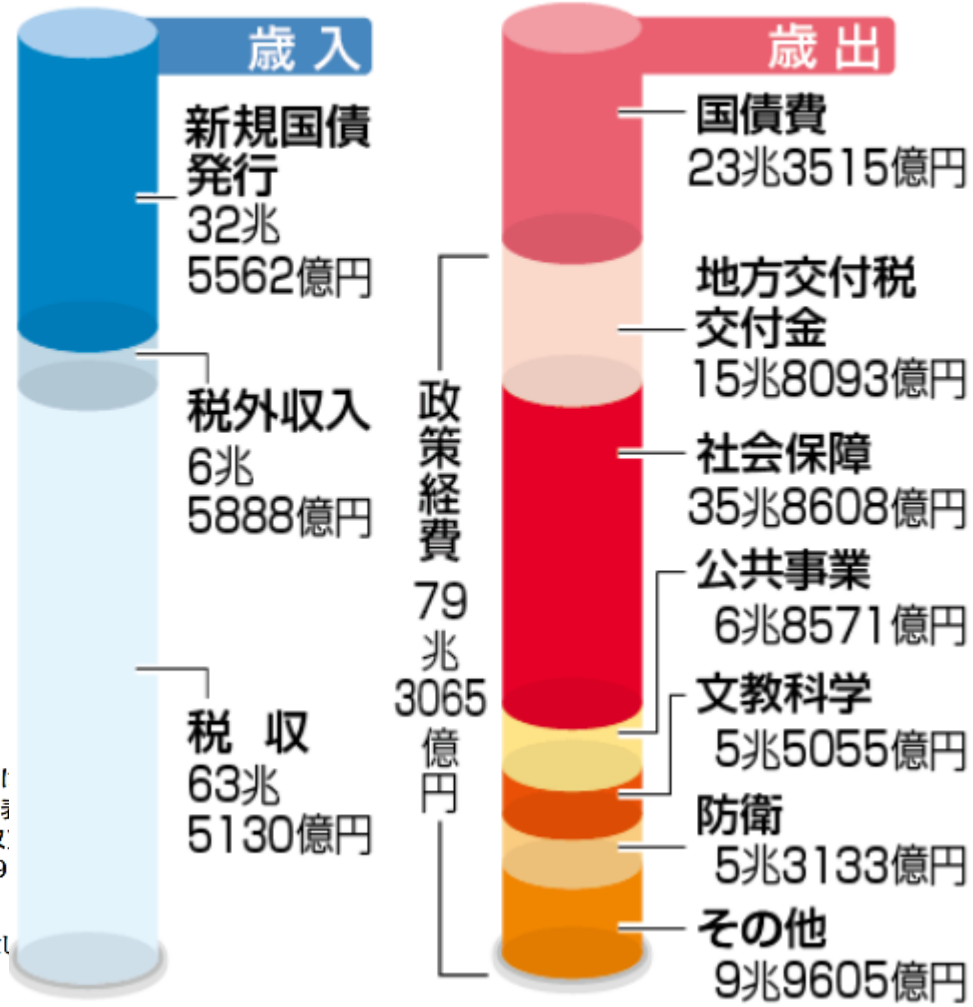

出典：社会保障について　資料1-1　平成31年4月26日　財務省

社会保障給付費の推移

	1970	1980	1990	2000	2010	2018（予算ベース）
国民所得額（兆円）A	61.0	203.9	346.9	386.0	361.9	414.1
給付費総額（兆円）B	3.5(100.0%)	24.8(100.0%)	47.4(100.0%)	78.4(100.0%)	105.4(100.0%)	121.3(100.0%)
（内訳）　年金	0.9(24.3%)	10.5(42.2%)	24.0(50.7%)	41.2(52.6%)	53.0(50.3%)	56.7(46.8%)
医療	2.1(58.9%)	10.7(43.3%)	18.6(39.1%)	26.2(33.5%)	33.2(31.5%)	39.2(32.4%)
福祉その他	0.6(16.8%)	3.6(14.5%)	4.8(10.2%)	11.0(14.0%)	19.2(18.2%)	25.3(20.9%)
B／A	5.77%	12.15%	13.67%	20.31%	29.11%	29.29%

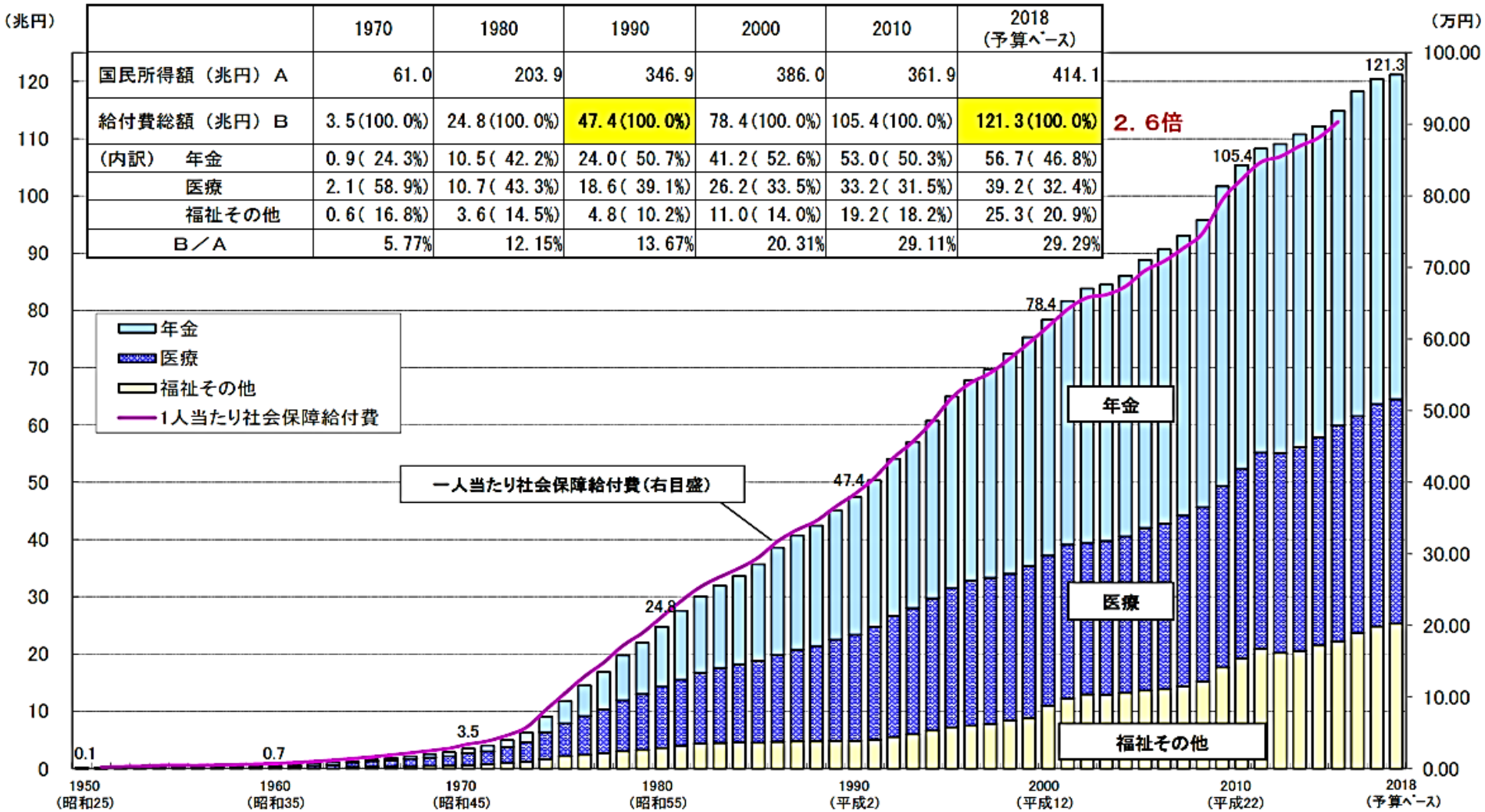

資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度、2018年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2018年度の国民所得額は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（2018年1月22日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2018年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

出典：社会保障について　資料1-1　平成31年4月26日　財務省

社会保障の役割と受益する世代

男:81歳 女:87歳
（平均寿命）

65歳 ---→

年金
老後の生活の安定のための年金の支給
56.9兆円

介護
高齢などにより、寝たきりや認知症等で介護が必要になったときのリスクを社会全体で支え合う
11.6兆円

医療
病気やケガをしたときのリスクを社会全体で支え合う
39.6兆円

子ども・子育て等
保育所の整備や児童手当の支給
15.6兆円

0歳 ----→

社会保障給付費の財源

（単位:兆円）

令和元年度

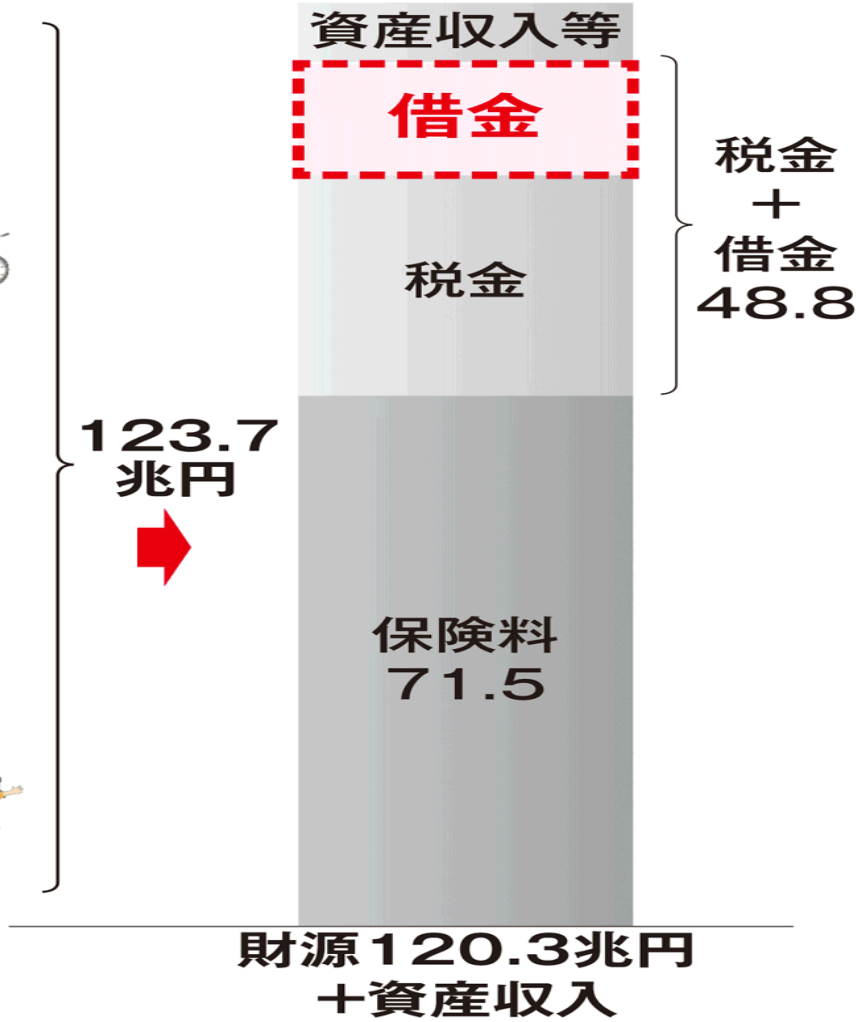

（出典）厚生労働省（当初予算ベース）

出典：増大する社会保障とは何か　財務省　https://www.mof.go.jp/zaisei/aging-society/society-security.html

社会保障財源の全体像（イメージ）

厚労省作成資料

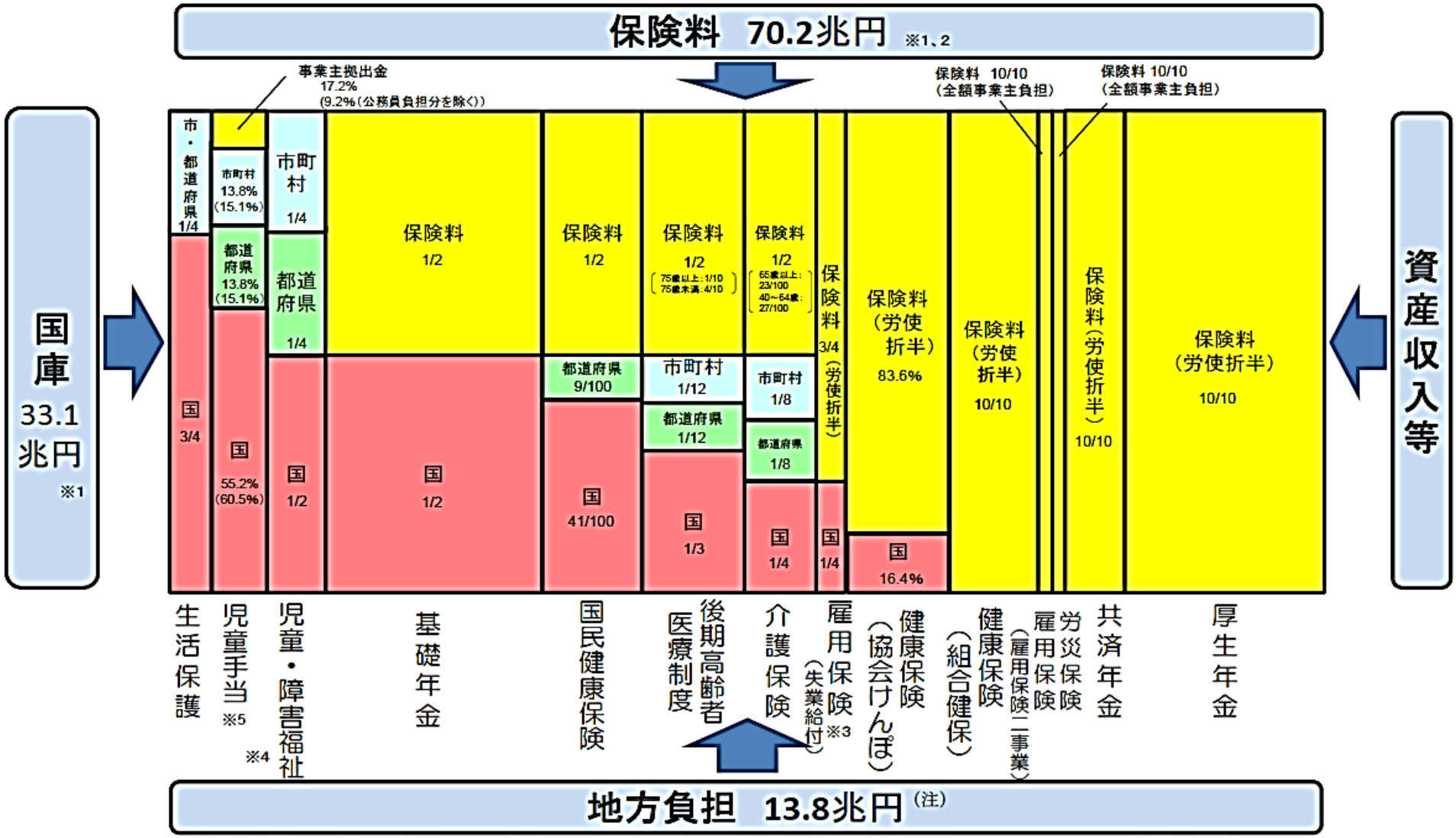

（注）※1 保険料、国庫、地方負担の額は2018年度当初予算ベース。※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険（失業給付）については、2017～2019年度の3年間、国庫負担額（1／4）の10%に相当する額を負担。※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。※5 児童手当については、2018年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

出典：社会保障について　資料1-1　平成31年4月26日　財務省

将来の社会保障給付の見通し

○　75歳以上になると他の世代に比べ、１人当たり医療費や要支援・要介護認定率は大幅に上昇。2025年、2040年にかけて、医療・介護費用は大きく増加していくことになる。この期間、20～64歳の現役世代が大幅に減少することにも留意が必要。

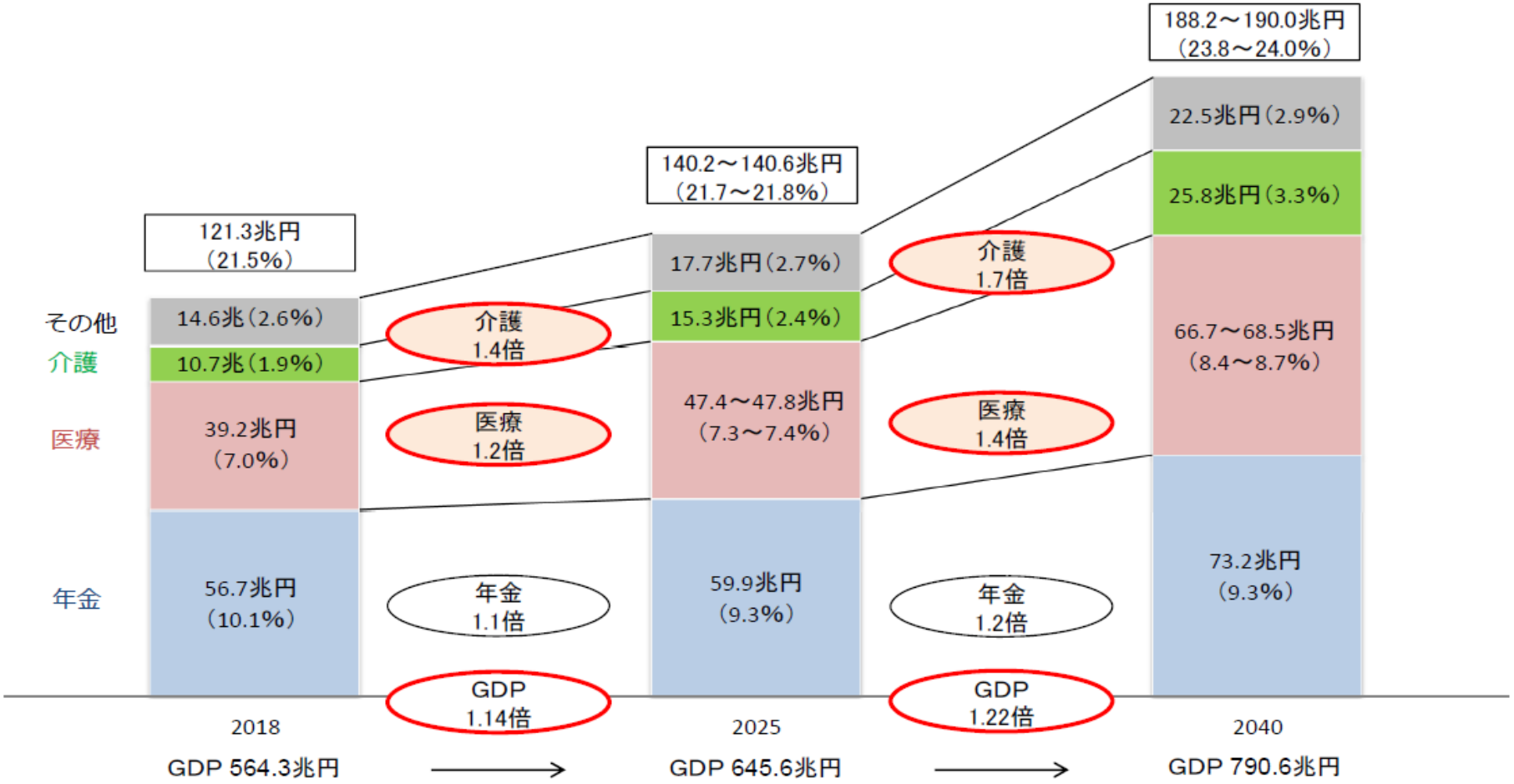

（出典）内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」（計画ベース・経済ベースラインケース）（2018年5月公表）

出典：社会保障について　資料1-1　平成31年4月26日　財務省

保険の考え方と公的年金の位置付

- 「万人は一人のために、一人は万人のために」（マーネス）共助の精神

- 保険とは、将来起こるかもしれない危険に対し、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の精神から生まれた助け合いの制度➡日本では国がこの共助の精神に則って強制保険として社会保険制度を採用した

- 平成29年度厚生労働白書の図表（前頁）では、年金制度は所得補償に位置付けられ、年金制度（防貧機能＝共助）と生活保護（救貧機能＝公的扶助）は併記されている

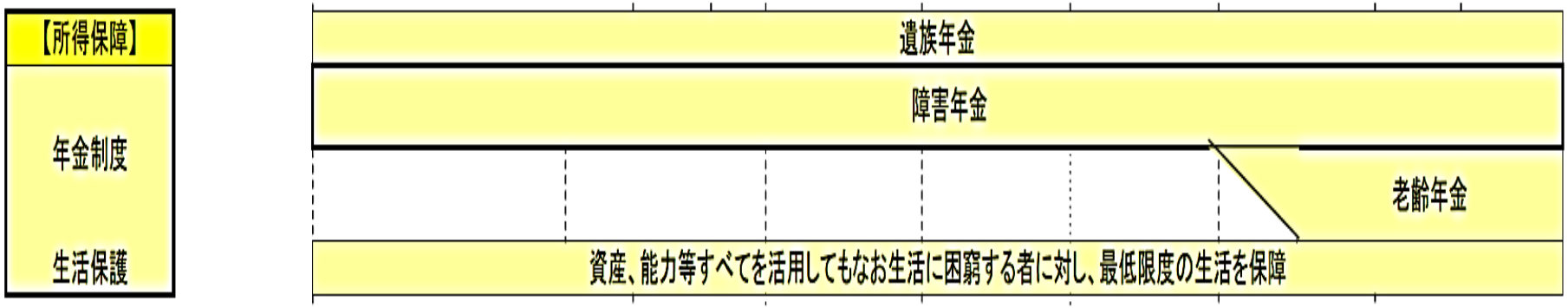

公的年金は所得保障？

- 国民が疾病，失業，労働災害，老齢，廃疾などの社会的事故によって所得の一時的，あるいは継続的な中断，ないし喪失の危険にさらされる場合に，国民に一定水準の生活を確保させるために金銭給付を行う社会保障の最も重要な部門。二つの方式がある。
- 均一給付方式：原則として各人の最低生活水準を保障しようとするものであり，それ以上の生活水準の確保は通常私保険などの活用により行われるべきことになる。
- 賃金（報酬）比例方式：要保障者（通常被保険者）が得ていた賃金，ないし報酬を基準に給付額を決定する方式であり，要保障事故発生前の生活水準の維持，確保に主眼をおいた所得保障の方式である。
- 日本の国民年金法による基礎年金給付は均一給付方式をとり，厚生年金保険法などによる各種の給付は，被保障者の賃金所得に比例して定められているが，算定の基礎となる賃金が被保険者であった全期間の平均標準報酬であるため，現在の賃金水準と比べてかなり低くなるという結果がもたらされている。

出典：コトババンク＞ブルタニカ国際大百科事典　小項目事典の解説

日本の公的年金制度の仕組み

○ 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金・個人年金の加入者の割合は、25.0%
○ 厚生年金被保険者に占める企業年金・個人年金の加入者の割合は、38.9%
※ 複数の制度に重複加入している加入者数を推計し控除して算出。

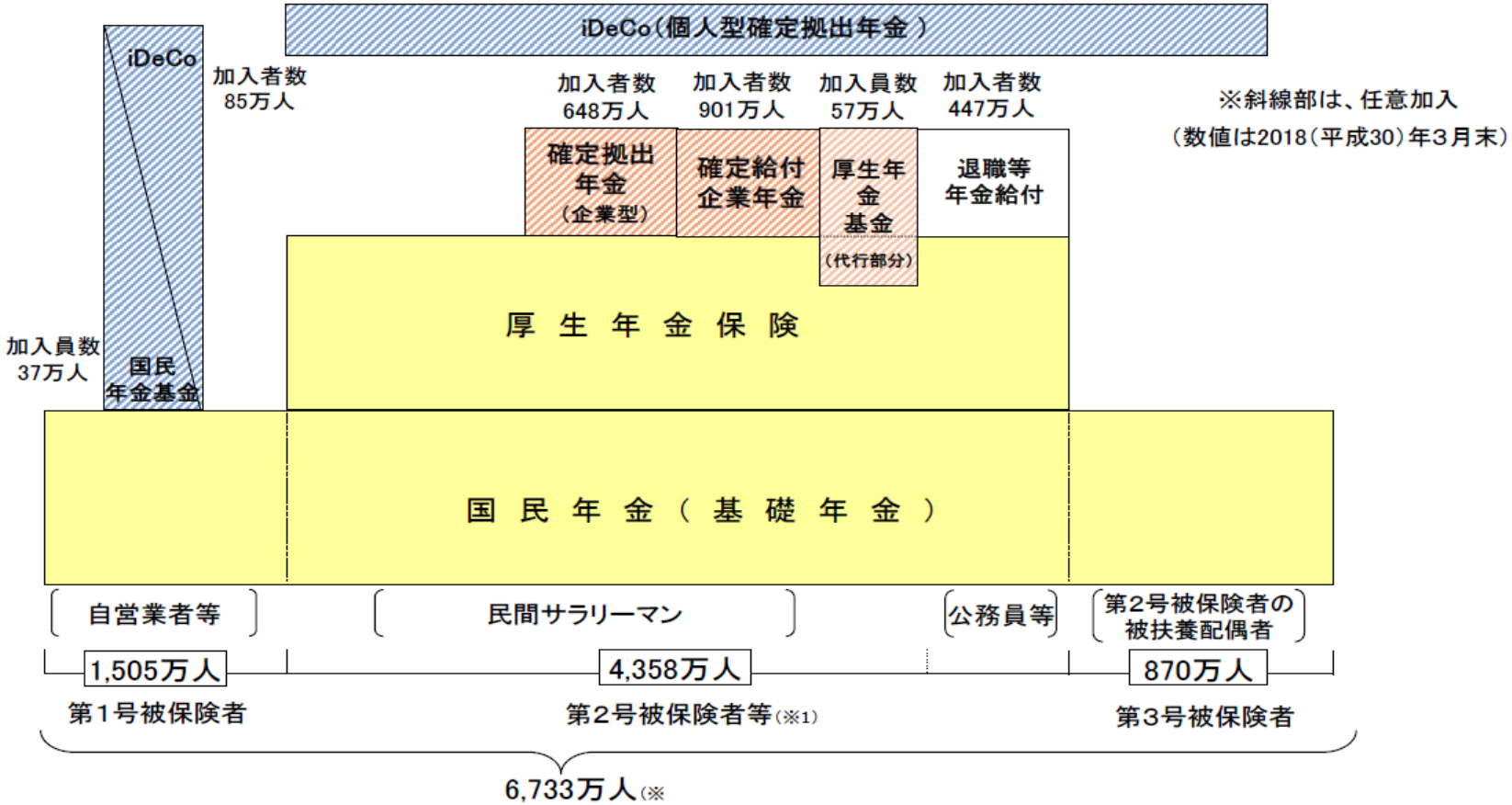

※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。
※2 20～65歳未満人口は、6,965万人。人口推計（2018（平成30）年9月）調べ。

（出典） 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料

Ⅱ．年金制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 一部、積立方式
積立水準	厚生年金 4.9 （2016年度）	OASDI 2.99 （2017年）	国民保険 0.167 （2016年度）	賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか	一般年金保険 1.61月分 （2017年）	所得比例年金 4.4 （2016年）
財政見通し期間	概ね100年間	75年間 （短期は10年間）	概ね65年間	概ね55年間	15年間 （短期は5年間）	75年間
財政見通し作成の間隔	5年に1回	毎年	5年に1回	概ね5年に1回	毎年	毎年
給付と負担のバランスを図るための仕組	財源の範囲内で、給付水準を自動調整する仕組（マクロ経済スライド）を措置	－	－	－	持続可能係数により給付水準を低下させる仕組を措置	自動財政均衡メカニズムによる給付水準調整の仕組を措置
支給開始年齢引上げの状況	男性は2025年度、女性は2030年度までに65歳に引上げ予定（注2）	2027年までに67歳に引上げ予定	2046年までに68歳に引上げ予定	2017年までに62歳に引上げ済	2029年までに67歳に引上げ予定	－
保険料率(※) （日本以外は2018年末） (※) 被用者年金制度における保険料率	【2019.4.1時点】 厚生年金保険 ：18．3% （労使折半） 国民年金 ：月額16,410円 （定額）	12．4% （労使折半）	25．8% （本人：12．0% 事業主：13．8%） ※ 保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収	18．6% （労使折半）	17．75% （本人： 7．30% 事業主：10．45%）	17．21% （本人： 7．0 % 事業主：10．21%） ※ 老齢年金の保険料。遺族／障害年金の保険料は、事業主のみ負担

出典：第3回社会保障審議会年金部会2018年7月30日資料1　諸外国の年金動向について　厚生労働省年金局

諸外国の年金制度　一覧表

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
制度体系	1階建て 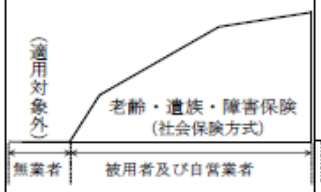 	1階建て 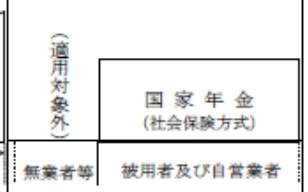 	1階建て 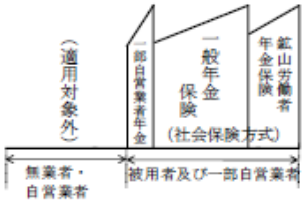 	1階建て 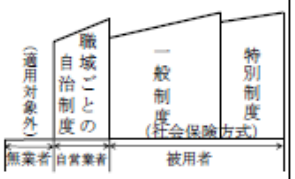 	1階建て 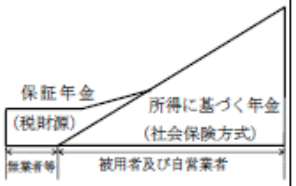 	2階建て 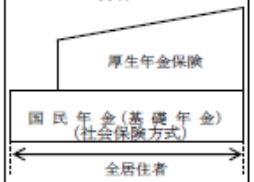
適用条件	被用者及び自営業者 ・被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・自営業者は、年間所得400ドル（約45万円）以上であることが要件	被用者及び自営業者 ・被用者は、週113ポンド（約1.7万円）以上の収入があることが要件 ・自営業者は、年6,025ポンド（約89.8万円）以上の所得が要件	被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等） ・被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・被用者の収入が月額€450（約60万円）以下の場合は、通常より事業主負担分が増加	被用者及び自営業者 ・就業者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課	被用者及び自営業者 ・就業者は、年18,950クローネ（約265万円））以上の所得が要件	全居住者 ・20～60歳の者は、所得にかかわらず強制加入 ・1号被保険者は、所得により保険料免除可能 ・2号被保険者は、原則週30時間以上の労働者
受給に必要な期間	40四半期 （10年相当）	10年	5年	なし	なし （保証年金については3年以上のEU諸国等での居住（1年はスウェーデン）が必要。40年居住で満額支給）	10年 （2017.8～）
支給開始年齢	66歳 ※　2027年までに67歳に引上げ予定。	男性　65歳 女性　64歳3か月 ※　女性は2018年中に65歳に引上げ予定。男女ともに2046年までに68歳に引上げ予定。	65歳6か月 ※　2029年までに67歳に引上げ予定。	62歳	61歳以降本人が選択（ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）	国民年金　　：65歳 厚生年金保険： 男性62歳 女性60歳 ※　男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳に引上げ予定。
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 一部、積立方式	賦課方式
年金財政の特徴	・75年間の財政見通し ・積立金の対給付費比率 2.99（2017年） ・通常、国庫負担なし	・概ね65年間の財政見通し ・積立金の対給付費比率 0.167（2016年度） ・国庫負担は原則なし	・15年間の財政見通し ・積立金の対給付費比率 1.61月分（2017年） ・国庫負担は、2016年時点で給付費の約26.2%	・概ね55年間の財政見通し ・賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。 ・国庫負担は、歳入の約36.6%（2016年）	・75年間の財政見通し ・積立金の対給付費比率 4.4（2016年） ・保証年金の給付額以外は、国庫負担なし	・概ね100年間の財政見通し ・積立金の対給付費比率 4.9（厚生年金、2016年度） ・国庫負担は、基礎年金の1/2
高齢化率（2015）	14.8%	17.8%	21.2%	19.1%	19.9%	26.6%
平均寿命（※1）	男性　77.3歳　女性81.9歳	男性　80.0歳　女性83.5歳	男性　79.0歳　女性83.6歳	男性　79.9歳　女性85.7歳	男性　81.0歳　女性84.4歳	男性　80.7歳　女性87.2歳
出生率（2015）	1.84	1.80	1.50	1.92	1.85	1.45

※1 OECD「Pensions at a Glance 2017」より。2015～2020年に出生する者にかかる推計値
※2 数値は、特に記載がない場合2017年末時点。　※3 換算レートは2017年12月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（1米ドル＝113円、1ポンド＝149円、1ユーロ＝133円、1クローネ＝14円）による。

出典：第3回社会保障審議会年金部会2018年7月30日資料1　諸外国の年金動向について　厚生労働省年金局

日本の年金制度（概要）

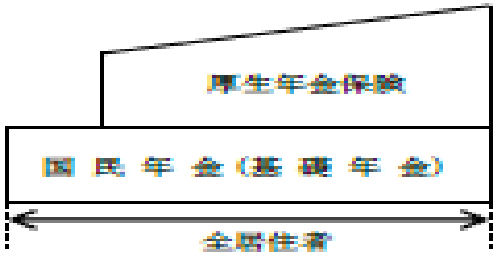

●制度体系
・全居住者を対象とする1階部分の国民年金（基礎年金）
・被用者を対象とする比例報酬部分の２階建

●被用者納付義務
・被用者（サラリーマン、公務員）18.3%（労使共9.15%）
・自営業者、20歳以上の学生：月額16,410円（定額）

●年金給付を受ける者
・原則65歳（特別支給の報酬比例部分：男62歳、女60歳）

●老齢年金額の算定方法　（2019年）
・賦課方式　基礎年金（40年満額）月額64.941円
　　厚生年金（夫婦2人分標準額）月額221,277円

●年金財政の特徴
・概ね100年間の財政見通し　・積立金の対給付費比率4.9
・国庫負担は、基礎年金の1/2

日本の公的年金の特徴（国際比較）

1. 国民皆年金（日本に住所を有する者は全て加入する）制度。第3号被保険者（収入の少ない主婦・学生）も国民年金制度の適用対象だが、被用者（厚生）年金制度では、労働時間の短い者は適用除外。諸外国では保険料納付義務を負うのは稼働所得（（かなり少額でも）賃金や事業所得）がある者。
2. 日本の支給開始年齢は60歳から70歳までの選択制。65歳から受給する人が多い。62歳支給開始のフランス61歳から選択制のスウェーデンは60代前半だが他の国は65歳以降。
3. 受給に必要な期間は2017年8月から10年になり、それ以前25年から大幅に短縮し、国際標準並み。
4. 財政方式は賦課方式。一部積立方式のスウェーデンを除き、賦課方式が国際標準。
5. 外部要因として、諸外国に比べて高齢化率が高いこと、平均寿命が長いこと、出生率が低いこと。年金制度を維持・継続する為に不利な条件となっているが、積立金の水準（4.9）は高い。

出典：

Ⅲ. 日本の公的年金制度の論点or嘘？

① 国民年金だけでは暮らせない

② 国民年金より生活保護の方が有利である

③ 世代間格差が酷い

④ 厚生年金世帯でも公的年金だけでは暮らせない

⑤ 日本の年金制度は将来破綻する

1. 年金財政は赤字である
2. 年金の運用は失敗している
3. 未納者が4割もいるのだから、年金制度は破綻寸前だ

⑥ 年金制度で不安を煽ると得をする事業者がいる

出典:

①国民年金だけでは暮らせない

年金制度は保険である。保険としての基礎年金制度は非常に有利な保険である。更に有利な付加年金制度も加入可能

令和2年度老齢基礎年金（満額）：１人分は65,141円。
令和2年度実際の保険料額：16，540円

上記保険料を40年間払うと満額受給できる

※16,540円×40年×12ヶ月＝7,939,200円の保険料を払込
7,939,200円÷65,141円≒121.877ヶ月÷12ヶ月≒10.156年
払い込んだ保険料を約10年で元を取って、それ以降、長生きすればするほど得する制度。凄く有利な保険なのだが・・・。

国民年金の給付額が低く年金だけで暮らすのは困難かも

元は歳を取っても働ける自営業者向けの年金制度だった

出典：

②国民年金より生活保護の方が有利である

- 月額約6万5千円が低く、国民年金だけで暮らすのは困難なのは事実だし、このことを不満に思う人が多いのも事実。
- その為に、第1号被保険者だけに68,000円を限度に国民年金基金に加入できる制度がある。このご時世でも1.5%固定金利である。現在68,000円枠はiDeCoの枠との選択制。
- しかし、残念ながら国民年金基金の加入者は2017年度末で374,664人であり、国民年金第1号被保険者1,505万人の２．５%である。殆ど人が使っていない。
- 愛知県名古屋市で生活保護を受けると、65歳から69歳まで1人で生活保護費115,470円（平成31年度生活扶助基準額78,470円、住宅扶助基準額37,000円※持家の場合は支給されません。※実際の家賃の方が低い場合には、実際の家賃の額が支給されます※現物支給の医療扶助がある

生活保護は住宅扶助と医療扶助分が、国民年金より有利

出典：

③世代間格差が酷い

図❼ 厚生年金の世代間不公平の大きさ

	生年	保険料率再引き上げ	マクロ経済スライド追加実施
納め得世代	1940	3,090	3,090
	1945	1,770	1,770
	1950	770	750
	1955	210	170
納め損世代	1960	-260	-350
	1965	-660	-800
	1970	-1,050	-1,220
	1975	-1,380	-1,590
	1980	-1,700	-1,890
	1985	-1,980	-2,120
	1990	-2,240	-2,280
	1995	-2,460	-2,340
	2000	-2,610	-2,360
	2005	-2,740	-2,360
	2010	-2,840	-2,370

差額 5460万～5930万円

単位（万円）

注）厚生年金における40年間加入の男性、専業主婦の有配偶者のケース。生涯収入は3億円として計算。
出所：「社会保障の「不都合な真実」」鈴木 亘著をもとに作成

- 世代間格差については鈴木亘学習院大学経済学部教授の“社会保障の「不都合な真実」”をもとネタとしたものが多い。ある政党の積立方式への政策案もそうである。
- 権丈善一慶応大学商学部教授はこの考えを否定している。積立方式にしても世代間格差は解消されない。公的年金は保険である。そもそも世代間格差を問題にすることがおかしい。
- 当然、積立方式でも賦課方式でも少子高齢化や低成長の影響を受ける

年金を政局にしないことが肝要

出典：社会保障の「不都合な真実」鈴木亘著
「年金、民主主義、経済学」権丈善一著

④厚生年金世帯でも公的年金だけでは暮らせない

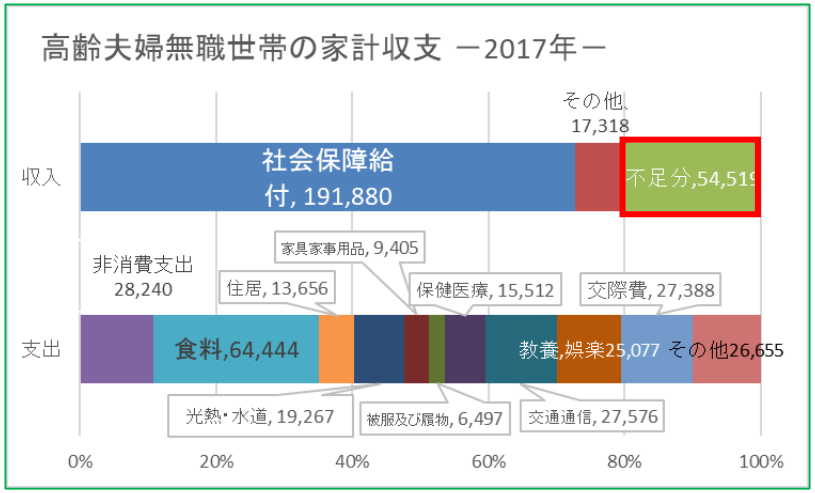

- 毎月の不足額の平均は？
- まだ20～30年の人生があるとすれば
- 不足額の総額は単純計算で1.300万円～2,000万円になる

- 老後2000万円不足問題

（1）長寿化に伴い、資産寿命を延ばすことが必要

前述のとおり、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職の世帯では毎月の不足額の平均は約５万円であり、まだ 20～30 年の人生があるとすれば、不足額の総額は単純計算で 1,300 万円～2,000 万円になる。この金額はあくまで平均の不足額から導きだしたものであり、不足額は各々の収入・支出の状況やライフスタイル等によって大きく異なる。当然不足しない場合もありうるが、これまでより長く生きる以上、いずれにせよ今までより多くのお金が必要となり、長く生きることに応じて資産寿命を延ばすことが必要になってくるものと考えられる。重要なことは、長寿化の進展も踏まえて、年齢別、男女別の平均余命などを参考にしたうえで、老後の生活において公的年金以外で賄わなければいけない金額がどの程度になるか、考えてみることである。それを考え始めた時期が現役期であれば、後で述べる長期・積立・分散投資による資産形成の検討を、リタイヤ期前後であれば、自身の就労状況の見込みや保有している金融資産や退職金などを踏まえて後の資産管理をどう行っていくかなど、生涯に亘る計画的な長期の資産形成・管理の重要性を認識することが重要である。

出典：金融審議会　市場ワーキング・グループ報告書　令和元年６月３日　※総務省　平成29年家計調査年報（速報）（2018年2月16日公表）

⑤日本の年金制度は将来破綻する

1. 年金財政は赤字である
2. 年金の運用は失敗している
3. 未納者が4割もいるのだから、年金制度は破綻寸前だ

出典:「定年後」の“お金の不安”をなくす　大江英樹著

Office Libertas

年金の財政は赤字である ⇒ ×

赤字なのは国の一般会計、年金会計は赤字ではありません

※ 厚生労働省HP「公的年金財政状況報告」より

年度	収入	支出	差引	年度末積立金残高
平成29年度(2017)	52.7	52.4	0.3	198.1
平成28年度(2016)	53.5	51.7	1.8	185.8
平成27年度(2015)	51.6	51.0	0.6	174.7
平成26年度(2014)	53.4	50.6	2.8	203.6

(単位:兆円、積立金残高は時価ベース)

出典:「定年後」の"お金の不安"をなくす　大江英樹著

「定年後」の
"お金の不安"
をなくす

Office Libertas

年金の運用は失敗している ⇒ ×

公的年金の運用は決して悪くはない

平成13年以降の18年間の運用状況

※年金積立金管理運用独立行政法人HPより
2019年3月末

Copyright© 2019 Office Libertas Co., Ltd All rights reserved

出典:「定年後」の"お金の不安"をなくす　大江英樹著

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	通期
収益額（兆円）	2.6	11.2	10.2	15.3	-5.3	7.9	10.1	2.4	-8.3	57.5
収益率（%）	2.32	10.23	8.64	12.27	-3.81	5.86	6.90	1.52	-5.20	2.58

（注）通期の収益率は、各年度の収益率を用いて幾何平均により算出しています（年率換算値）。

市場運用開始（2001年度）からの運用資産額の推移

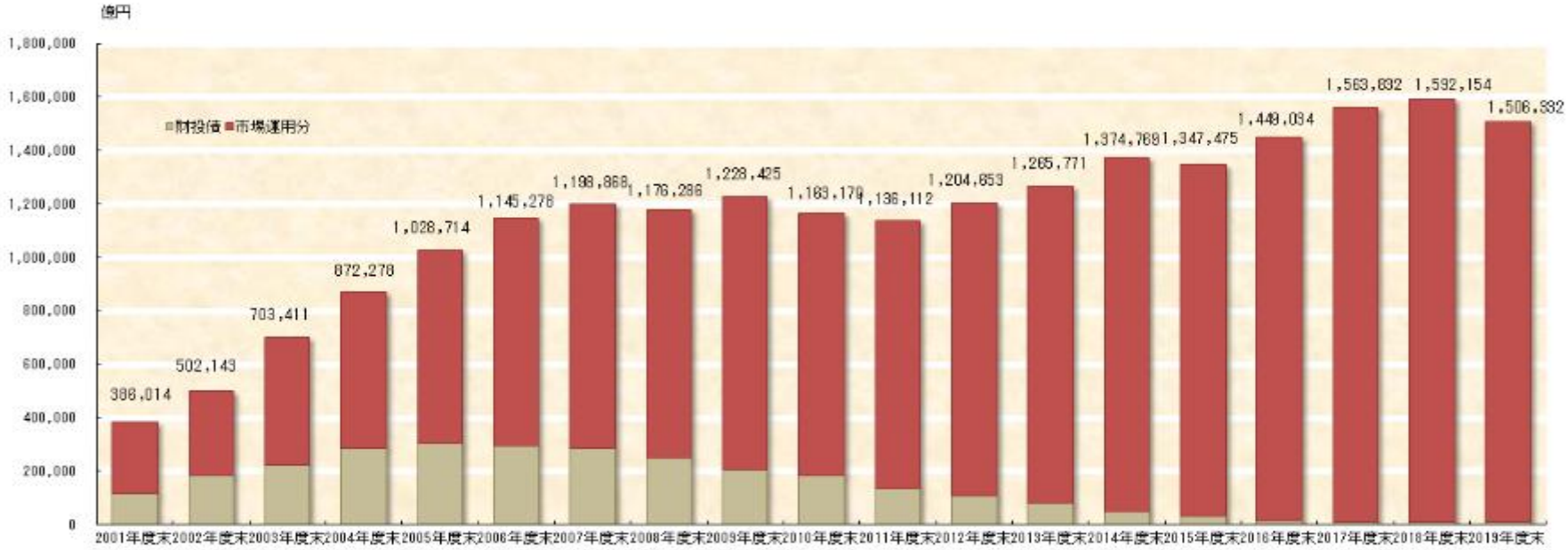

出典：GPIFホームページ　2019年度の運用状況

２０２０年度第１四半期運用状況（速報）

年金積立金管理運用独立行政法人

年金積立金は長期的な運用を行うものであり、その運用状況も長期的に判断することが必要ですが、国民の皆様に対して適時適切な情報提供を行う観点から、作成・公表が義務付けられている事業年度ごとの業務概況書のほか、四半期ごとに運用状況の速報として公表を行うものです。

収益は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることに留意が必要です。

市場運用開始後の四半期収益率と累積収益額（2001 年度～2020 年度第 1 四半期）

	2020年度第1四半期	市場運用開始以降 （2001年度～2020年度第1四半期）
収益率	＋8．30％（期間収益率）	＋2．97％（年率）
収益額	＋12兆4，868億円（期間収益額） うち、利子・配当収入は1兆160億円	＋70兆245億円（累積収益額） うち、利子・配当収入は38兆1，572億円
運用資産額	162兆926億円（2020年度第1四半期末現在）	

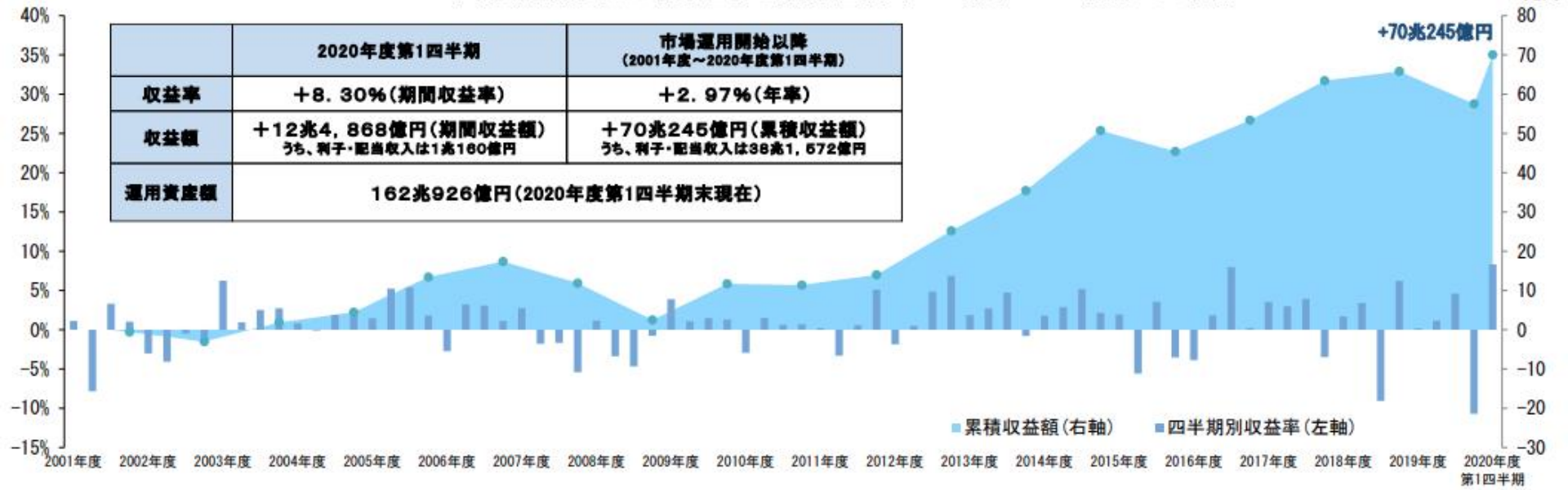

出典：GPIFホームページ　2020年度第一四半期運用状況（速報）

Office Libertas

未納者が4割もいるのだから、年金の制度は破綻寸前だ ⇒ ×

"未納者が4割"は、何の4割なのか？

国民全体ではなく、1号被保険者の4割

出典:「定年後」の"お金の不安"をなくす　大江英樹著

⑥年金制度で不安を煽ると得をする事業者がいる

- 「老後2000万円年金不足」の金融庁報告書は、老後に必要な資産形成を進めるという目的に作られ、管轄する私的年金の税制について、つみたてNISA（少額投資非課税制度）をもう一段拡充する意図で作成されたものであり、公的年金のことが主題ではない。
- この報告書を12年前のドジョウを夢見て、公的年金不信を煽る為に国会で取り上げた政党がいた。
- 公的年金不信はマスコミの大好物である。何故ならマスコミの広告の大スポンサー：生保・損保・簡保・代理店・投信を売る金融機関等にとって「公的年金不信は売上増」に直接つながる。テレビ、新聞、週刊誌こぞって取り上げた。
- 2019年の参議院選は結果的には「消えた年金問題」の12年前の再来にはならなかった。ただ、年金を政争の具にするのはやめて、より持続可能な制度を論議・構築すべき。

Ⅳ. 資産寿命・生命寿命・健康寿命

表１　主な年齢の平均余命

（単位：年）

年齢	男			女		
	平成29年	平成28年	前年との差	平成29年	平成28年	前年との差
0歳	81.09	80.98	0.11	87.26	87.14	0.13
5	76.30	76.20	0.11	82.48	82.37	0.11
10	71.33	71.23	0.11	77.50	77.39	0.11
15	66.37	66.26	0.11	72.52	72.42	0.11
20	61.45	61.34	0.11	67.57	67.46	0.11
25	56.59	56.49	0.11	62.63	62.53	0.10
30	51.73	51.63	0.10	57.70	57.61	0.10
35	46.88	46.78	0.10	52.79	52.69	0.10
40	42.05	41.96	0.09	47.90	47.82	0.09
45	37.28	37.20	0.09	43.06	42.98	0.08
50	32.61	32.54	0.07	38.29	38.21	0.08
55	28.08	28.02	0.06	33.59	33.53	0.07
60	23.72	23.67	0.04	28.97	28.91	0.06
65	19.57	19.55	0.02	24.43	24.38	0.05
70	15.73	15.72	0.01	20.03	19.98	0.04
75	12.18	12.14	0.03	15.79	15.76	0.03
80	8.95	8.92	0.03	11.84	11.82	0.02
85	6.26	6.27	△ 0.01	8.39	8.39	△ 0.00
90	4.25	4.28	△ 0.03	5.61	5.62	△ 0.00

表２　平均寿命の年次推移

(単位：年)

和暦	男	女	男女差
昭和22年	50.06	53.96	3.90
25-27	59.57	62.97	3.40
30	63.60	67.75	4.15
35	65.32	70.19	4.87
40	67.74	72.92	5.18
45	69.31	74.66	5.35
50	71.73	76.89	5.16
55	73.35	78.76	5.41
60	74.78	80.48	5.70
平成2	75.92	81.90	5.98
7	76.38	82.85	6.47
12	77.72	84.60	6.88
17	78.56	85.52	6.96
22	79.55	86.30	6.75
27	80.75	86.99	6.24
28	80.98	87.14	6.16
29	81.09	87.26	6.17

注:1) 平成 27 年以前は完全生命表による。
　2) 昭和 45 年以前は、沖縄県を除く値である。

資産寿命≧生命寿命＞健康寿命

●**資産寿命**とは、「『生命寿命』や『**健康寿命**』と関連して、老後の生活を営んでいくにあたって、これまで形成してきた資産が尽きるまでの期間。**資産寿命**が尽きた後は年金などのフローの収入のみで生活を営んでいくこととなる。

●**健康寿命**（けんこうじゅみょう、Health expectancy, Healthy life expectancy）とは日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

○少なくとも、資産寿命は生命寿命より長い必要がある。でなかれば、寿命が尽きる前にお金が無くなってしまう。当然、生命寿命は健康寿命よりも長いはずであるので、資産寿命は健康寿命よりも長くなければならない。

○健康寿命はお金で買える？

人生一番の悩みは自分はいつまで生きるのかがわからない

平均寿命の算定方法（平均余命・寿命中位数）

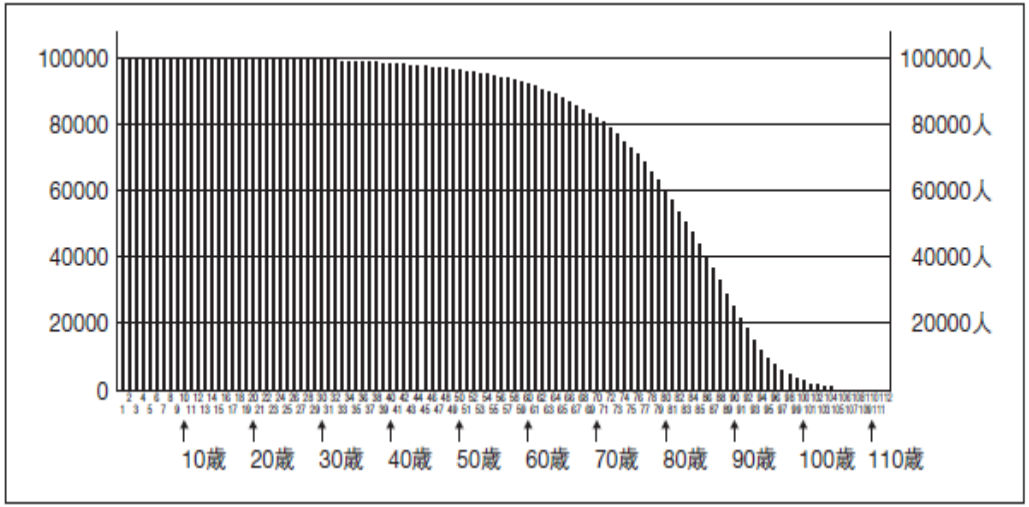

年齢別死亡率から研鑽した生存数曲線

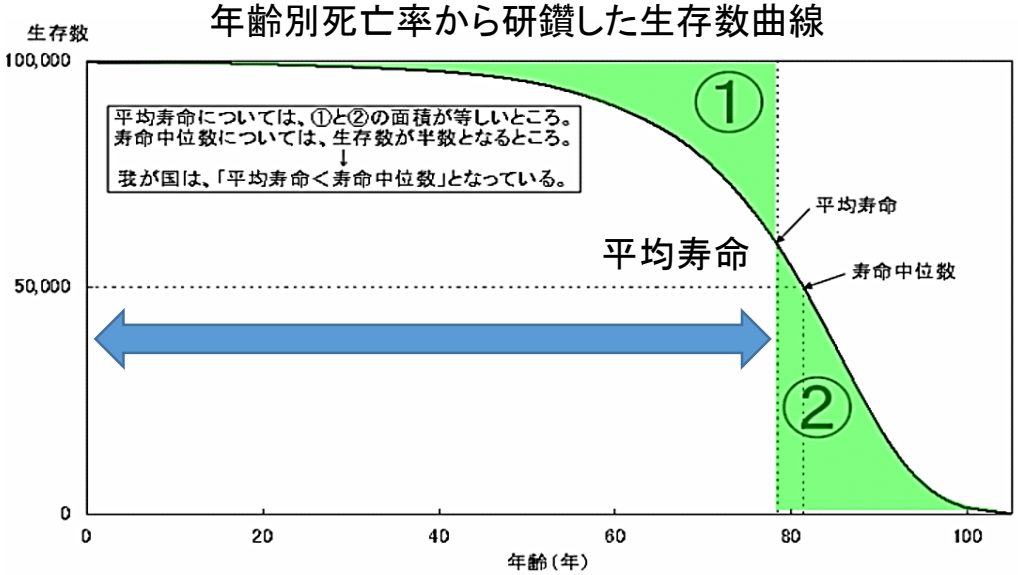

生存数曲線から寿命の平均値を計算

●平均余命

ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のこと

●平均寿命

0歳での平均余命のことは特に平均寿命という

●寿命中位数

生命表上で、出生者のうちちょうど半数が生存すると期待される年数

健康寿命の算定方法

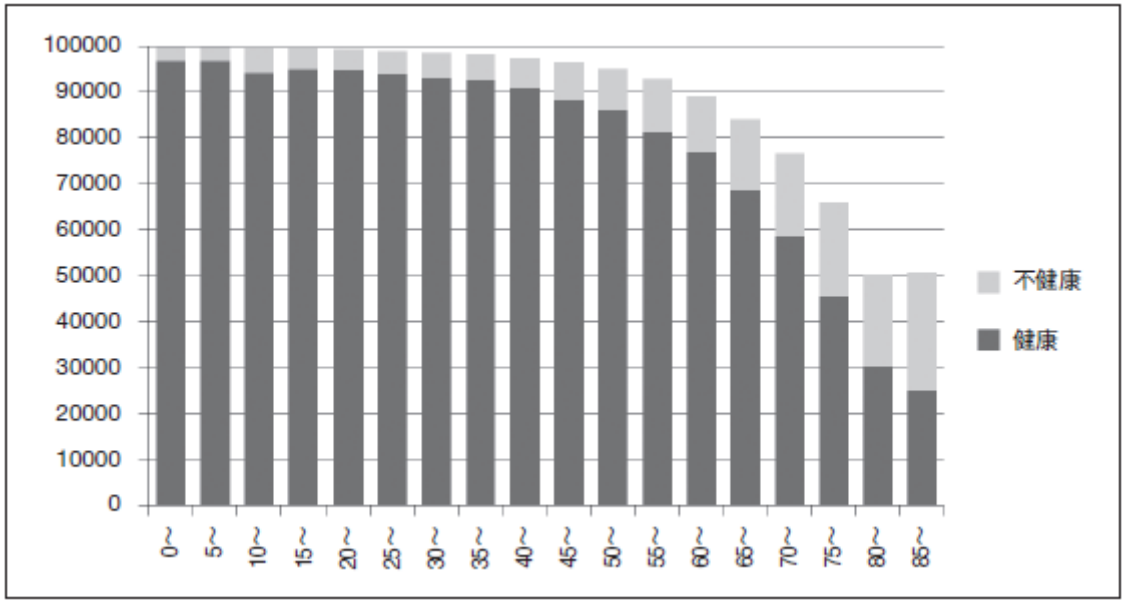

図　生存数曲線（定常人口）に健康割合を掛けて描いた健康な人の生存数曲線

●健康な人とは、「日常生活に制限のない」人を健康とみなした健康寿命を主指標に、「自分が健康であると自覚している」人を健康とみなした健康寿命を副指標として用いるとされている。これらは、厚生労働省の国民生活基礎調査による一般国民を対象とした自記式による無作為抽出結果を用いている。さらに、要介護2以上の認定を受けていない人を第三の健康寿命として提唱している。

健康寿命と平均余命の推移

○平均寿命の延伸の速度＞健康寿命の延伸速度

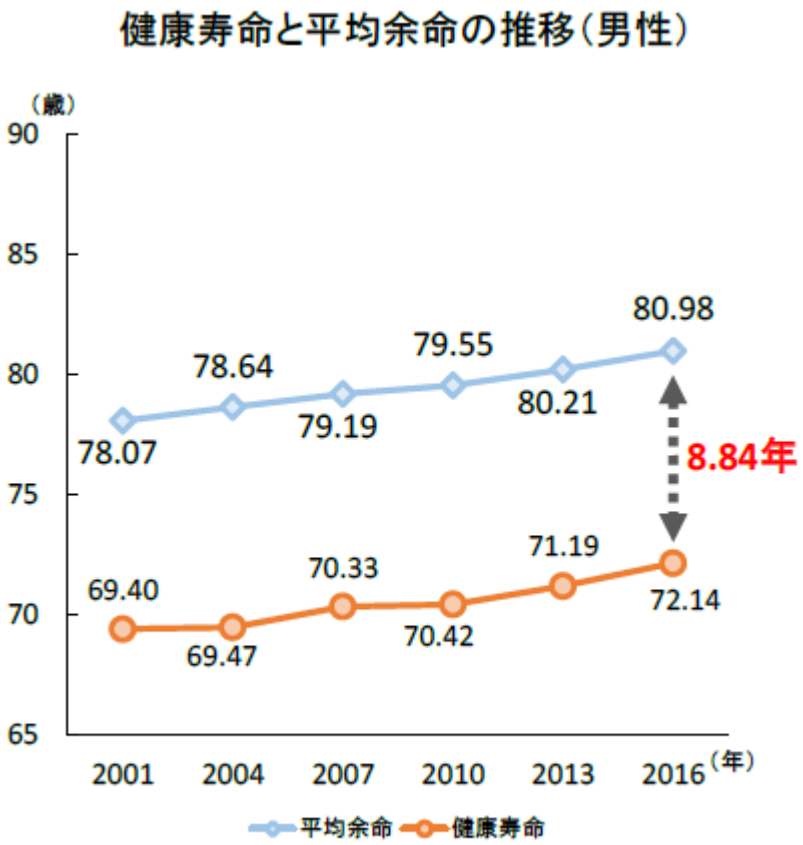

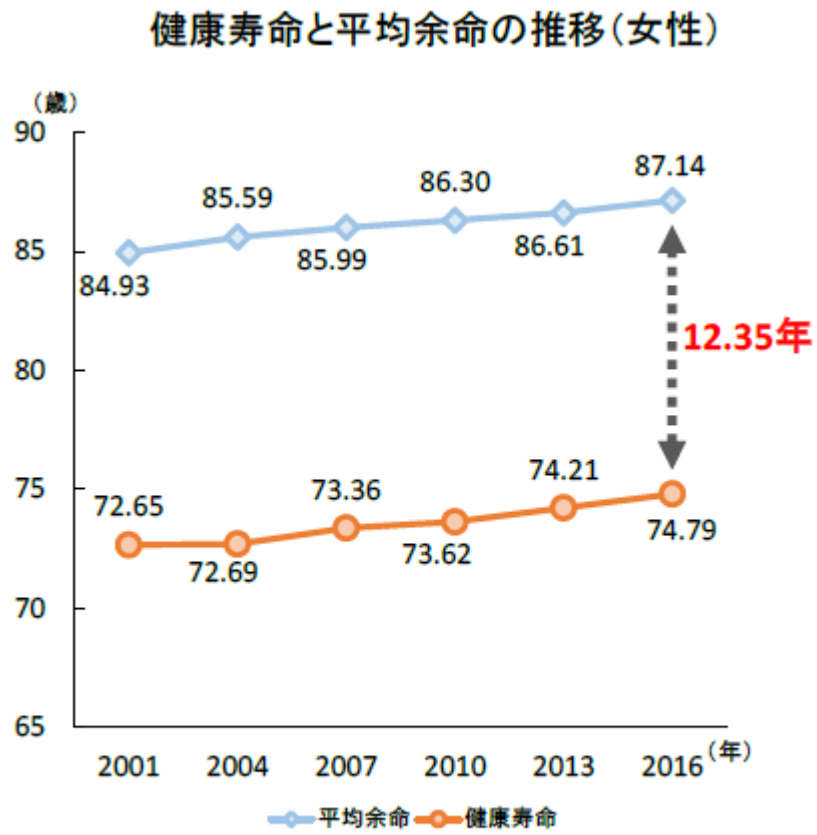

（出典）厚生労働省「第22回完全生命表」、「平成29年簡易生命表」、厚生労働科学研究班「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」（平成24年度）、「健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究―全国と都道府県の推移―」（平成29年度）より、金融庁作成

資産寿命を延ばす方策

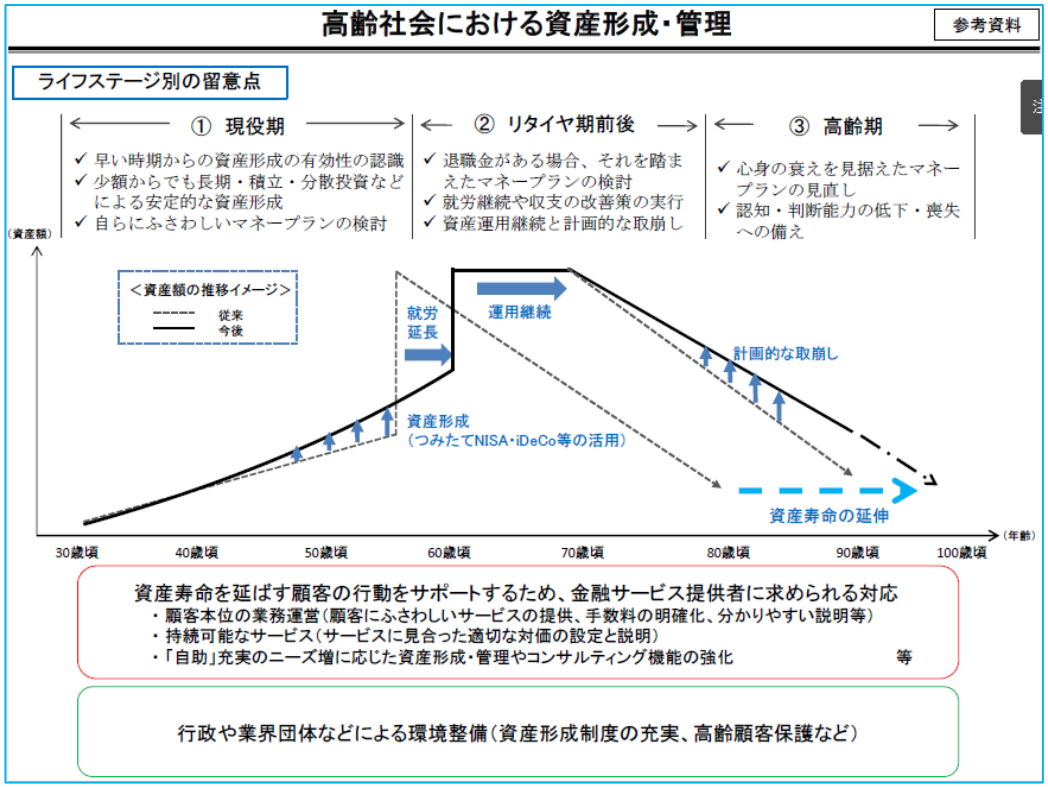

① 現役期
・早い時期から少額でも長期・積立・分散投資を開始する
・資産現状を「みえる化」する

② リタイヤ期前後
・退職金等のマネープランを検討
・これからの働く期間を検討する
・資産運用の継続と計画的な取り崩し

③ 高齢期
・心身の衰えを見据えたマネープランの見直し
・認知・判断能力の低下・喪失への備え

出典:金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書 令和元年6月3日 ※総務省 平成29年家計調査年報(速報)(2018年2月16日公表)

人生一番の悩みは自分はいつまで生きるのかがわからない

- 自分の寿命は誰も予測できない。「わからない」とはいえ、老後設計では何かを頼りに寿命を想定する必要がある。多くの人があてにする平均寿命には注意が必要だ。平均寿命以降も生きる人は全体の約半分存在する。実際には出生者の半数が生存すると期待される年数は「寿命中位数で」で、平均寿命より3年長い。平均寿命以上生きる人は全体の約6割になる。
- たぶん、自分は平均より長生きだと思ったら対策を！
  現役で働く期間を延ばす　41.3%
  生活費の節約を心がける　40.9%
  健康に気を配り、医療費を削減する　31.5%
  若いうちから少しづつ資産形成に取り組む　29.2%
  共稼ぎや副業で収入を増やす　25.6%
  手持ちの金融資産を運用する　22.4%

困るのは、お金がいつ尽きるのかがわからないこと

◆資産寿命を延ばすために必要だと思うこと［複数回答可］

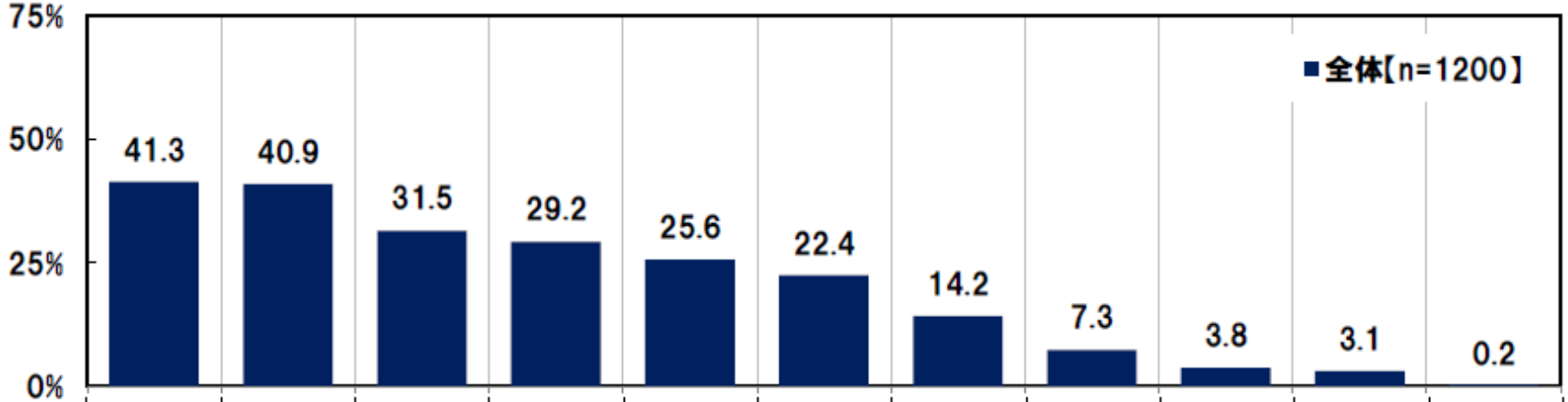

	n数	現役で働く期間を延ばす	生活費の節約を心がける	健康に気を配り医療費を削減する	若いうちから少しずつ資産形成に取り組む	共働きや副業で収入を増やす	手持ちの金融資産を運用する	金融や資産形成の知識を身につける	ファイナンシャル・プランナーなど専門家にアドバイスをもらう	教育費など大きな出費を削減する	子どもに金融教育を行う	その他
全体	1200	41.3	40.9	31.5	29.2	25.6	22.4	14.2	7.3	3.8	3.1	0.2
世代 20代	200	47.5	34.0	21.0	36.5	40.5	18.0	11.0	10.0	7.0	5.5	-
世代 30代	200	47.5	41.5	21.5	39.5	38.0	25.0	17.5	11.0	7.0	6.0	-
世代 40代	200	49.0	35.0	26.0	31.0	27.5	24.5	16.0	5.5	4.0	3.0	-
世代 50代	200	46.0	40.0	28.0	23.0	26.5	22.0	12.0	8.5	2.0	1.0	0.5
世代 60代	200	34.5	46.5	40.0	21.5	12.0	22.5	11.5	4.5	1.5	2.0	0.5
世代 70代	200	23.5	48.5	52.5	23.5	9.0	22.5	17.0	4.5	1.0	1.0	-

全体比+10pt以上　全体比+5pt以上　全体比-5pt以下　全体比-10pt以下　（%）

出典：日本FP協会　世代別比較　くらしとお金に関する調査2018

資産寿命＝長生きリスクに備える為には

- 自分の寿命は誰も予測できない。「わからない」ものに備える為には終身での給付の公的年金（保険）しかない。
- 健康寿命（男性72.1歳、女性74.8歳）を引き合いに出して「元気なうちに早くもらって旅行や外食などを楽しんだ方がお得」と繰上げ受給を進める週刊誌があるが、残念ながら健康寿命を過ぎた後も人生は続く。
  ＝ヨボヨボになっても、お金はかかる。
- 終身の公的年金を増やす確実な方法が繰下げ受給。
  ただし、長生きしないと思う人、お金がいっぱいある人、無年金の期間に耐えられない人は、繰下げ受給は向かない。
- 繰下げをして後悔するのはあの世。
  繰上げをして後悔するのはこの世。

繰上げ受給・繰下げ受給した時の生涯年金額は？

●生涯年金額の比較

2017年現在での60歳の人の平均寿命（男性83．72歳・女性88．97歳）を用いて、老齢基礎年金を78万円、報酬比例部分は百万円で繰上げ受給・繰下げ受給の金額を計算

※厚生労働省「2017（平成29）年簡易生命表」より

受給開始年齢（歳）	本来の年金額に対する割合（%）	男性		女性	
		余命（年）	生涯年金額（円）	余命（年）	生涯年金額（円）
60	70.0	24	29,905,680	29	36,136,030
61	76.0	23	31,116,148	28	37,880,528
62	82.0	22	32,113,004	27	39,411,414
63	88.0	21	32,896,248	26	40,728,688
64	94.0	20	33,465,880	25	41,832,350
65	**100.0**	**20**	**35,602,000**	**24**	**42,722,400**
66	108.4	19	36,662,940	24	46,311,082
67	116.8	18	37,424,822	23	47,820,606
68	125.2	17	37,887,648	22	49,031,074
69	133.6	16	38,051,418	21	49,942,486
70	142.0	16	40,443,872	20	50,554,840

出典：くらしすとホームページより　https://kurassist.jp/nenkin_atoz/seido/kaisi/kaisi04.html

Ⅴ．FPとしての関わり方

我が国の人口の推移

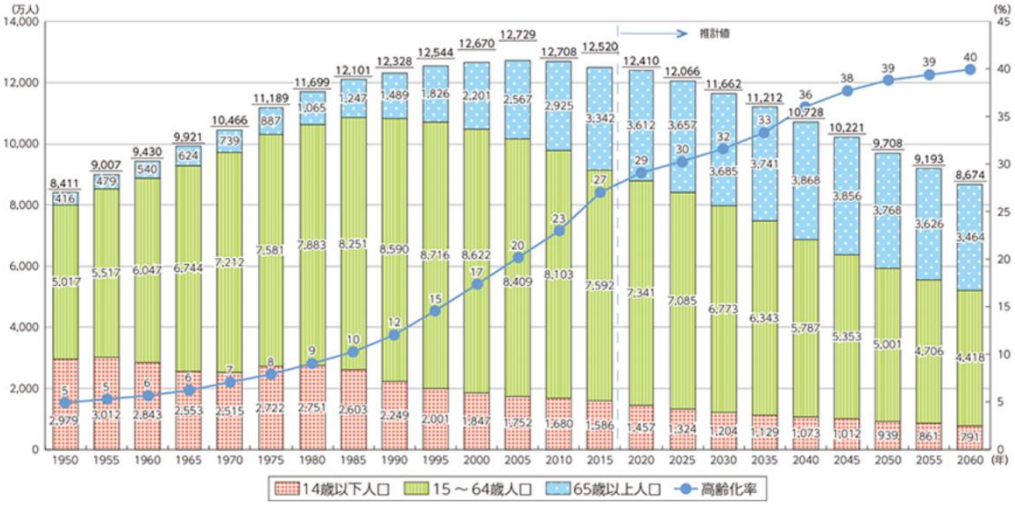

出典：総務省ホームページ＞政策＞白書＞28年版＞人口減少社会の到来

アメリカ合衆国の人口の推移

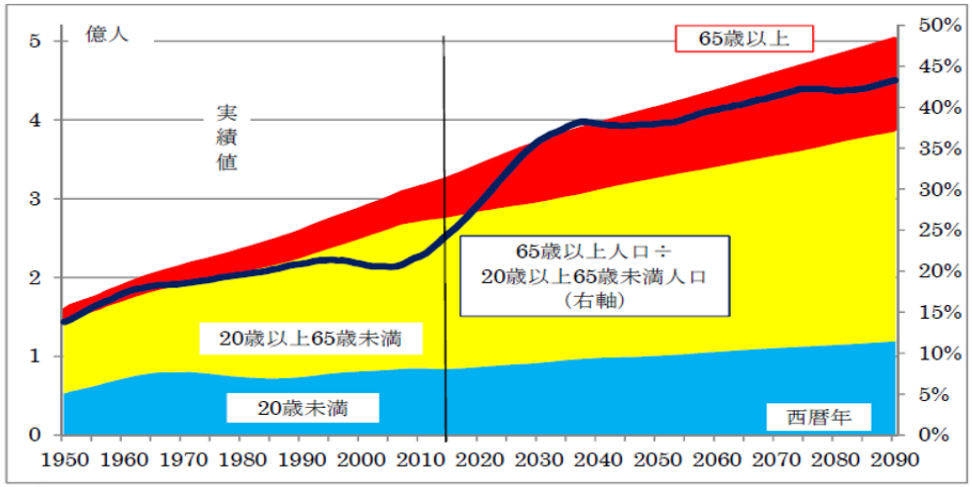

注．『2016 年信託理事会報告書』95 ページを参照し、以下のサイトの掲載値を用いて、独自に描画を行った。

公的年金は老後の生活を守る大黒柱だが！

- ●100年安心は公的年金制度は安心の意味
- ●個々の公的年金が安心かどうかは個々の事情による
- ●賦課方式の公的年金の将来は将来の働き手の人口の影響を受ける。日本の働き手は将来大幅減。アメリカ合衆国の人口推移でも2034年に積立金が枯渇するという予測が出ている

公的年金制度の現状と課題

2019年10月19日
2019年 11月2日

厚生労働省年金局年金課
課長　伊澤　知法

公的年金大好き度テスト

＜初級＞ □ 公的年金は保険である。民間の貯蓄性商品とは根本的に異なる。

＜初段＞ □ 公的年金は65歳で受給しなければならないものでもない。
60歳～70歳の（受給開始年齢）自由選択制である。

＜二段＞ □ 支給開始年齢の引上げと、受給開始時期（年齢）の自由選択の意味・違いが分かる。

＜三段＞ □ マクロ経済スライドの意味・意義が何となく分かる。

＜四段＞ □ 将来の給付水準は絶対的なもの、固定的なものではなく、可変的なもの、経済環境等によっても変わっていくが、自分たちの選択や努力によっても変えていけるものだということが分かる。

＜五段＞ □ 対物価の実質価値と、対賃金の実質価値の違いが分かる。

＜六段＞ □ 5年に一度行われる財政検証で行っているのは現状の未来への投影（projection）であり、将来の予測（forecast）ではないことを理解している。

＜七段＞ □ 年金はPDCAサイクルで定期的に状況を確認しながら改革を行い続ける制度であり、100年間何もしなくても良い（安心）ということでなく、100年位を見通して、持続可能性を保つためにシステムの再設計を繰り返していくことが組み込まれた制度だということが分かる。

＜八段＞ □ 積立金がおよそ100年先までの公的年金保険の給付総額に貢献する割合は1割程度であることを知っており、積立金運用に関するスプレッドの意味が分かり、GPIF名目運用利回りでの議論は間違いであることを理解して、人に説明できる。

＜九段＞ □ Output is central の意味を知っており、積立方式も賦課方式も、少子高齢化の影響から独立ではいられないことを人に説明できる。

＜師範＞ □ 年金改革の方向性を知るためにはオプション試算に注目すべきことを知っており、オプション試算が行われるようになった歴史的経緯を人に説明できる。

（出典）慶應義塾大学権丈教授作成

公的年金は法律によって加入が強制される保険

- 公的年金は一度制度ができると、影響が長期間続く制度
  時間軸が極めて長い仕組みで、過去に約束されたことで、国民の間に期待が形成され、リセットできず常に過去を引きずる制度
- 過去の社会通念で制度を制定・運営
  人口や産業・社会構造の変化に伴って見直しが必要だが、将来のことだから「甘い約束」をしがち、最近の制度改正は楽観的な過去の約束を是正する性格のものが多い
- 年金との付き合いは極めて長い
  早い人で18（15？）歳から就職・厚生年金加入。20歳になったら国民年金加入（年金との付き合いのはじまり）
  22歳大学卒業、厚生年金加入当初は「何故、こんなに取られるんだ」60歳で国民年金支払義務終了。65歳から年金の受給を開始「何故、こんなに少ないんだ」と文句を言う

出典：年金制度の歴史と課題　2018年9月19日　年金シニアプラン総合研究機構上席研究員　福山圭一氏参考

主な年金制度改正

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、 マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底) 等

出典:厚生労働省社会保障審議会年金部会(2018年4月4日)資料

年金財政の根本的転換は2004年改正から

●平成16年（2004）年、将来の保険料固定方式へ

- 保険料上限を法定し、給付はその範囲内で賄う
（従来は給付を法定し、保険料（率）は原則5年毎に法律改正して段階的に引上げ）
厚生年金保険料率上限：18．3％
国民年金保険料上限：月額16，900円（2004年度価格）
- 基礎年金に対する国庫負担を1/3から1/2に引き上げ
- マクロ経済スライドによって給付水準を徐々に引下げ
（現役被保険者の減少率と平均余命の伸びにより給付額を調整）標準世帯（男性片働き世帯）の年金額を現役平均賃金との所得代替率を5割とした
- 5年毎の財政検証により年金額の水準と年金財政の持続性をチェック

段階的保険料方式から保険料固定方式へ

出典：年金制度の歴史と課題　2018年9月19日　年金シニアプラン総合研究機構上席研究員　福山圭一氏より

2019（令和元）年財政検証結果のポイント

第９回社会保障審議会
年金部会
2019年8月27日

資料１

2004（平成１６）年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

①上限を固定した上での保険料の引上げ（保険料水準の上限：　国民年金17,000円※（2004年度価格）、厚生年金18.3%）

②基礎年金国庫負担の２分の１への引上げ　　③積立金の活用（概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当）

⇒　財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

財政検証　少なくとも５年ごとに、
○ 財政見通しの作成
○ マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
を行い、年金財政の健全性を検証する

→　次の財政検証までに所得代替率が５０%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

2019（令和元）年財政検証結果のポイント＜新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施＞

①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、
- マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は５０%以上を維持**
- マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、
- 2040年代半ばに所得代替率５０%に到達する。
（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は４０%台半ば）
- マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※　経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金が無くなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅥは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要

オプション試算Ａ（被用者保険の更なる適用拡大）
- 適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の３つのケースで試算

⇒　適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。

オプション試算Ｂ（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）
- 基礎年金の加入期間の延長
- 在職老齢年金の見直し
- 厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大

について試算

⇒　就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。

出典：第9回社会保障審議会年金部会2019年8月27日資料1

オプション試算の内容

オプションⅠ　・・・マクロ経済スライドの仕組みの見直し

○ 平成26年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波（4年周期、変動幅±1.2%）による変動を加えて経済前提を仮定。（平成30年度以降変動を織り込み）

○ 上記の経済前提において、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合を試算。

オプションⅡ　・・・被用者保険の更なる適用拡大

○ 次の2通りの適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算するとともに、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響も試算。

適用拡大①（220万人ベース）；　一定の賃金収入（月5.8万円以上）のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大（220万人）

・月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外
・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大（25万人）を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

適用拡大②（1,200万人ベース）；　一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大

・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。（雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ対象外）
・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大（25万人）を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

オプションⅢ　・・・保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

○ 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう次の制度改正を行なった場合を試算。

（1）基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。

（2）65歳以上の在職老齢年金を廃止。

○ 上記の制度改正を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注1：本資料における所得代替率は、新規裁定年金の一元化モデルで表示。
注2：所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、本資料においては、仮に財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合を試算。

2

出典：厚生労働省　平成26年財政検証

２０１９年財政検証結果

○ 前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も**所得代替率50%を確保**

※ 経済前提は、前回よりも控えめに設定（実質賃金上昇率　前回：2.3% ～ 0.7%　→　今回：1.6% ～ 0.4%）

※ 労働供給は、前回よりも労働参加が進む前提（就業率　前回：2030年推計：58.4%　→　今回：2040年推計：60.9%）[労働参加が進むケース]

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率　＝（夫婦2人の基礎年金　＋　夫の厚生年金）／　現役男子の平均手取り収入額

2019年度：　61．7%　　13．0万円　　9．0万円　　35．7万円

所得代替率　高 ↑ 低

	経済前提	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		経済成長率（実質）2029年度以降 20～30年
経済成長と労働参加が進むケース（内閣府試算の成長実現ケースに接続）	ケースⅠ	51．9 %	（2046（令和28）年度）	2014年財政検証 ケースA～E 51．0%～50．6%	0.9%
	ケースⅡ	51．6 %	（2046（令和28）年度）		0.6%
	ケースⅢ	50．8 %	（2047（令和29）年度）		0.4%
経済成長と労働参加が一定程度進むケース（内閣府試算のベースラインケースに接続）	ケースⅣ	（50．0 %） （注）46．5 %	（2044（令和26）年度） （2053（令和35）年度）	ケースF～G（注） 45．7%～42．0%	0.2%
	ケースⅤ	（50．0 %） （注）44．5 %	（2043（令和25）年度） （2058（令和40）年度）	（注）機械的に給付水準調整を進めた場合	0.0%
経済成長と労働参加が進まないケース（内閣府試算のベースラインケースに接続）	ケースⅥ	（50．0 %）	（2043（令和25）年度）	ケースH 完全賦課方式での給付水準は37%～35%程度	▲0.5%

機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38%～36%程度

※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっている。

出典：第9回社会保障審議会年金部会2019年8月27日資料1

所得代替率の将来見通し（平成26年財政検証）

人口の前提； 中位推計（出生中位、死亡中位）
経済の前提； 高成長（ケースA）から低成長（ケースH）まで様々な仮定
※ 2024年度以降20～30年間の実質経済成長率は、「ケースA：1.4%程度」～「ケースH：▲0.4%程度」

所得代替率

高成長ケース

低成長ケース

高 55% 50% 45% 40% 低

経済前提	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率（一元化モデル）	給付水準調整の終了年度		（参考）従来モデル所得代替率
ケースC	51．0%	（平成55（2043）年度）	［基礎：26.0%(2043)、比例：25.0%(2018)］	52．1%
ケースB	50．9%	（平成55（2043）年度）	［基礎：25.8%(2043)、比例：25.1%(2017)］	52．0%
ケースA	50．9%	（平成56（2044）年度）	［基礎：25.6%(2044)、比例：25.3%(2017)］	51．9%
ケースD	50．8%	（平成55（2043）年度）	［基礎：26.0%(2043)、比例：24.8%(2019)］	51．9%
ケースE	50．6%	（平成55（2043）年度）	［基礎：26.0%(2043)、比例：24.5%(2020)］	51．6%

↑ 労働市場への参加が進むケース （内閣府試算の経済再生ケースに相当）

↓ 労働市場への参加が進まないケース （内閣府試算の参考ケースに相当）

ケースF	50．0%	（平成52（2040）年度）		
	（※）45．7%	（平成62（2050）年度）	［基礎：22.6%(2050)、比例：23.0%(2027)］	※46．6%
ケースG	50．0%	（平成50（2038）年度）		
	（※）42．0%	（平成70（2058）年度）	［基礎：20.1%(2058)、比例：21.9%(2031)］	※42．8%
ケースH	50．0%	（平成48（2036）年度）	注：機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合	－

（※）機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。
その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%～37%程度。

※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

出典：厚生労働省 平成26年財政検証

所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化
（経済成長と労働参加が進むケース）

○ 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動（累計1.4%）したこと等により低下。

○ 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E（労働市場への参加が進む経済再生ケース）を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。

○ 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

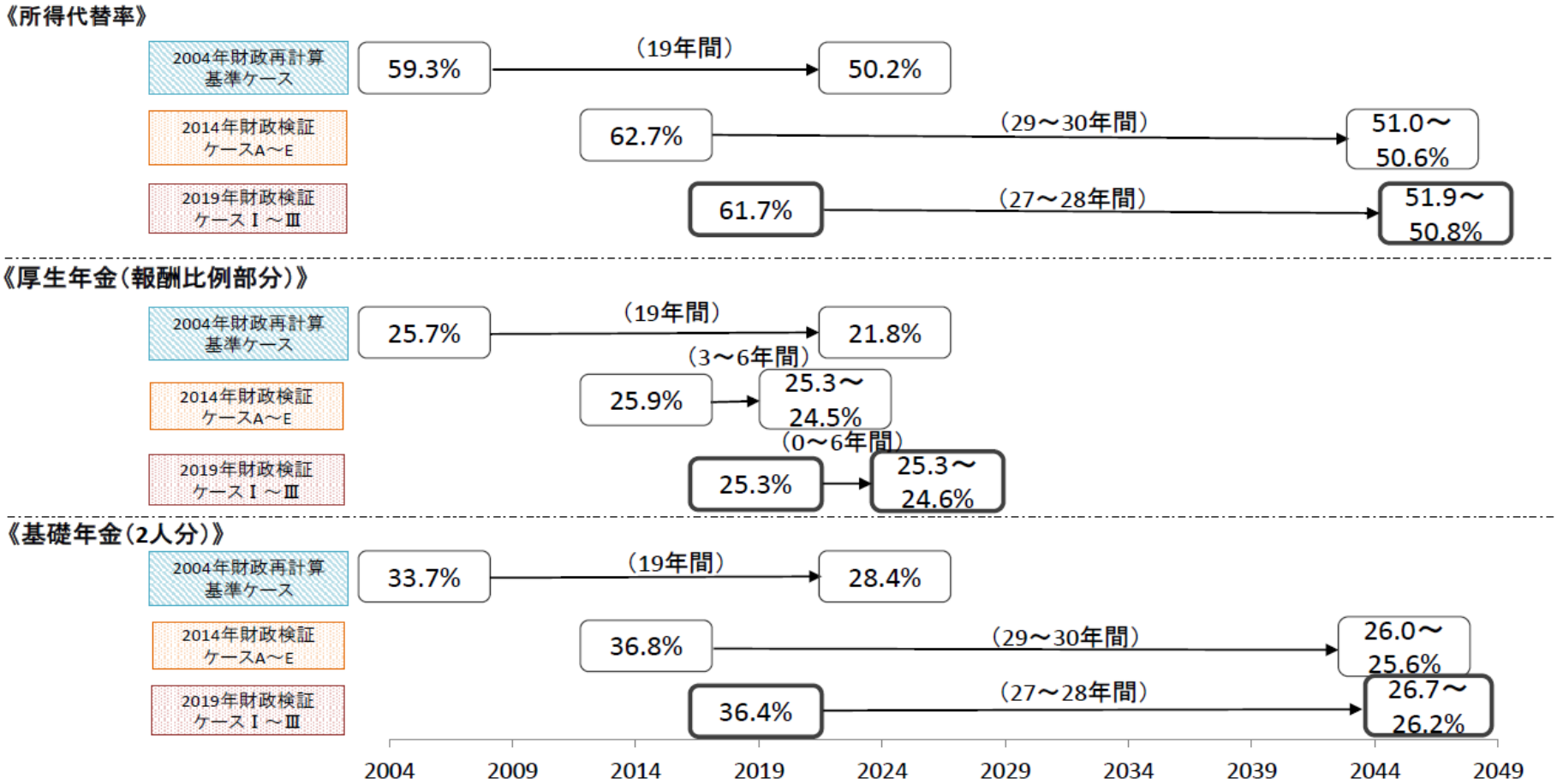

出典：第9回社会保障審議会年金部会2019年8月27日資料1

2019（令和元）年財政検証の結果について＜ 経済：ケースⅠ　人口：中位 ＞

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。

○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済（ケースⅠ）】

・物価上昇率	2.0%
・賃金上昇率（実質＜対物価＞）	1.6%
・運用利回り（実質＜対物価＞）	3.0%
（参考）経済成長率（実質）	0.9%

【人口（中位）】

・合計特殊出生率（2065）		1.44
・平均寿命（2065）	男	84.95歳
	女	91.35歳

【労働力】
経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率（実質）は
2029年度以降20～30年平均

単位：万円（月額）
※　年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

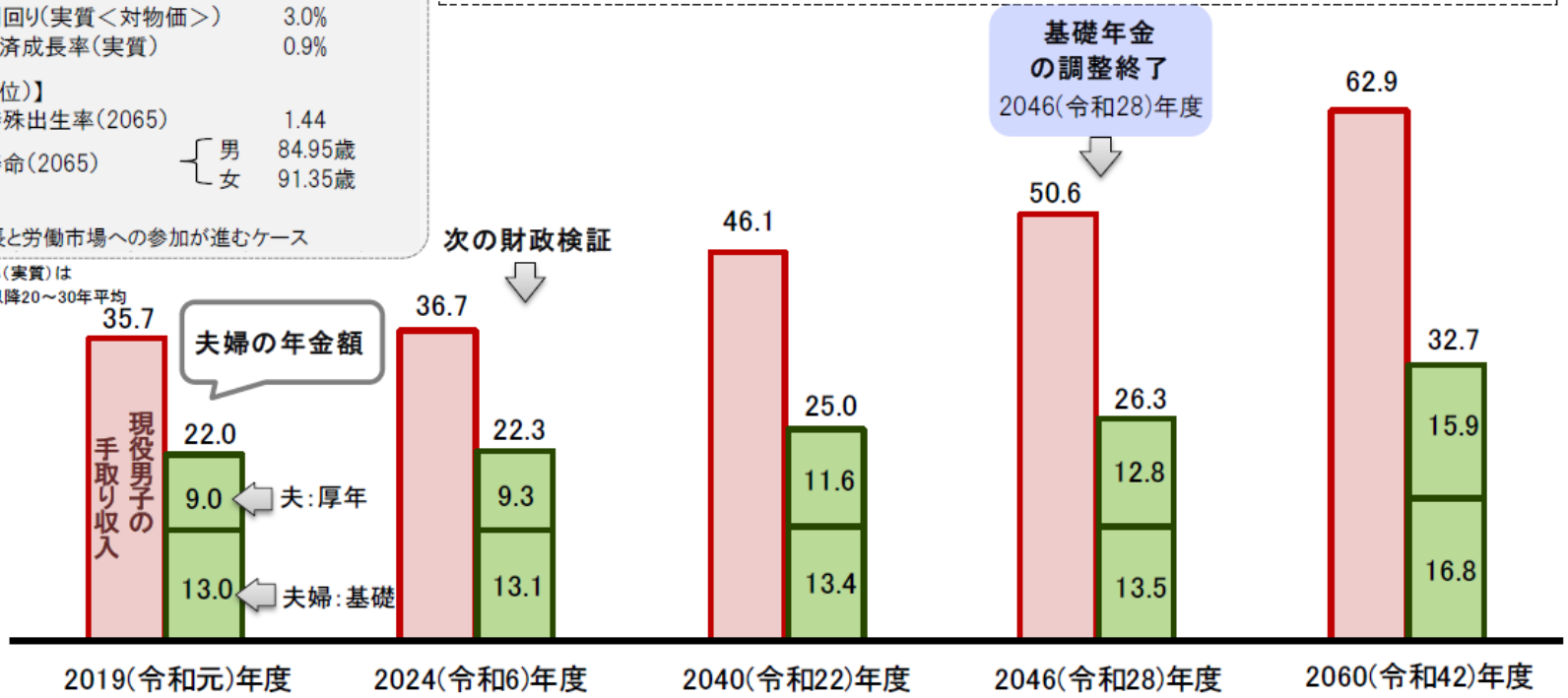

	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度	2040(令和22)年度	2046(令和28)年度	2060(令和42)年度
所得代替率	61.7%（比例：25.3%　基礎：36.4%）	60.9%（比例：25.3%　基礎：35.6%）	54.3%（比例：25.3%　基礎：29.0%）	51.9%（比例：25.3%　基礎：26.7%）	51.9%（比例：25.3%　基礎：26.7%）

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

出典：第9回社会保障審議会年金部会2019年8月27日資料1

2019（令和元）年財政検証の結果について＜ 経済：ケースⅢ　人口：中位 ＞

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025（令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済（ケースⅢ）】
- ・物価上昇率　1.2%
- ・賃金上昇率（実質＜対物価＞）　1.1%
- ・運用利回り（実質＜対物価＞）　2.8%

（参考）経済成長率（実質）　0.4%

【人口（中位）】
- ・合計特殊出生率（2065）　1.44
- ・平均寿命（2065）　男 84.95歳　女 91.35歳

【労働力】
経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率（実質）は2029年度以降20～30年平均

単位：万円（月額）
※　年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

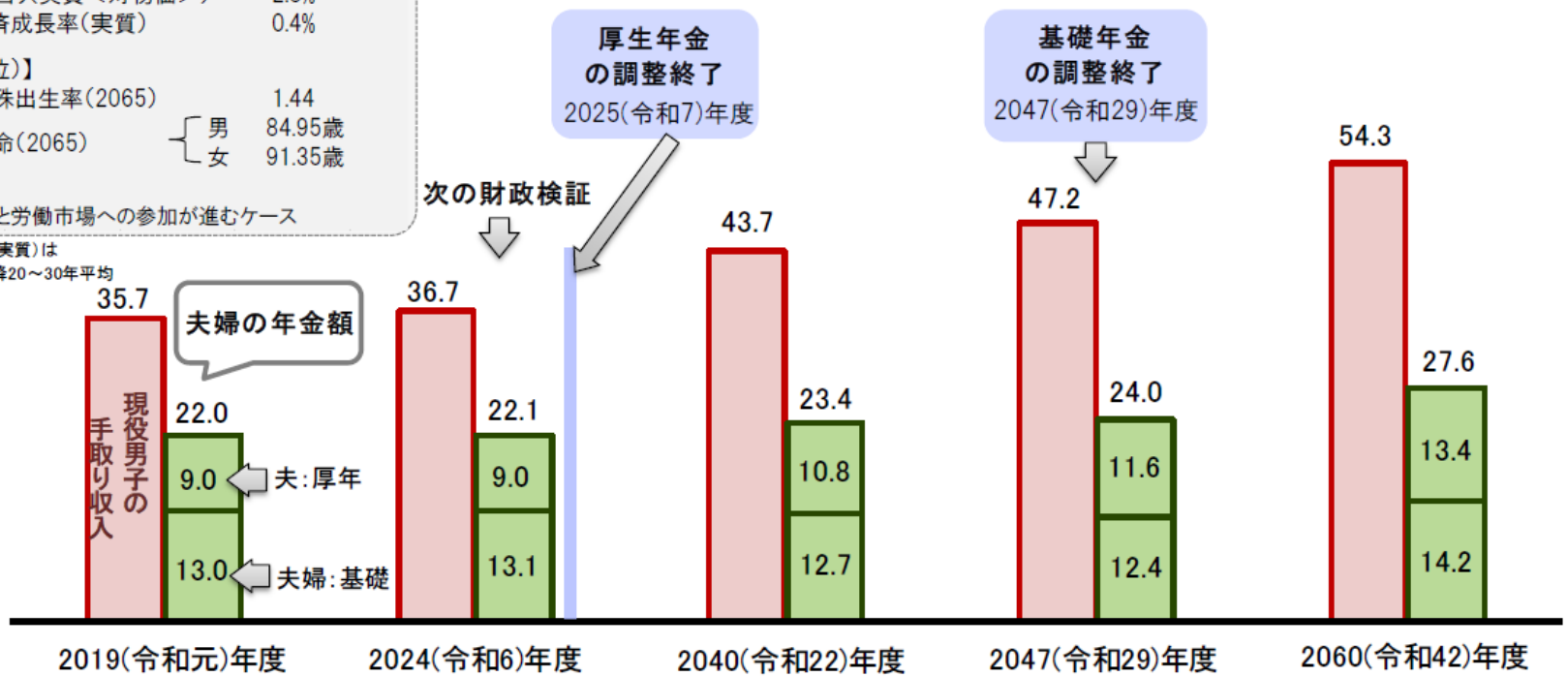

	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度	2040(令和22)年度	2047(令和29)年度	2060(令和42)年度
所得代替率	61.7%（比例：25.3% 基礎：36.4%）	60.2%（比例：24.6% 基礎：35.6%）	53.6%（比例：24.6% 基礎：29.0%）	50.8%（比例：24.6% 基礎：26.2%）	50.8%（比例：24.6% 基礎：26.2%）

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

出典：第9回社会保障審議会年金部会2019年8月27日資料1

2019（令和元）年財政検証の結果について　＜経済：ケースⅤ　人口：中位＞

○ マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。

○ 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

【経済(ケースⅤ)】
- ・物価上昇率　0.8%
- ・賃金上昇率(実質＜対物価＞)　0.8%
- ・運用利回り(実質＜対物価＞)　2.0%
- (参考)経済成長率(実質)　0.0%

【人口(中位)】
- ・合計特殊出生率(2065)　1.44
- ・平均寿命(2065)　男 84.95歳　女 91.35歳

【労働力】
経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は2029年度以降20～30年平均

単位：万円(月額)
※　年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

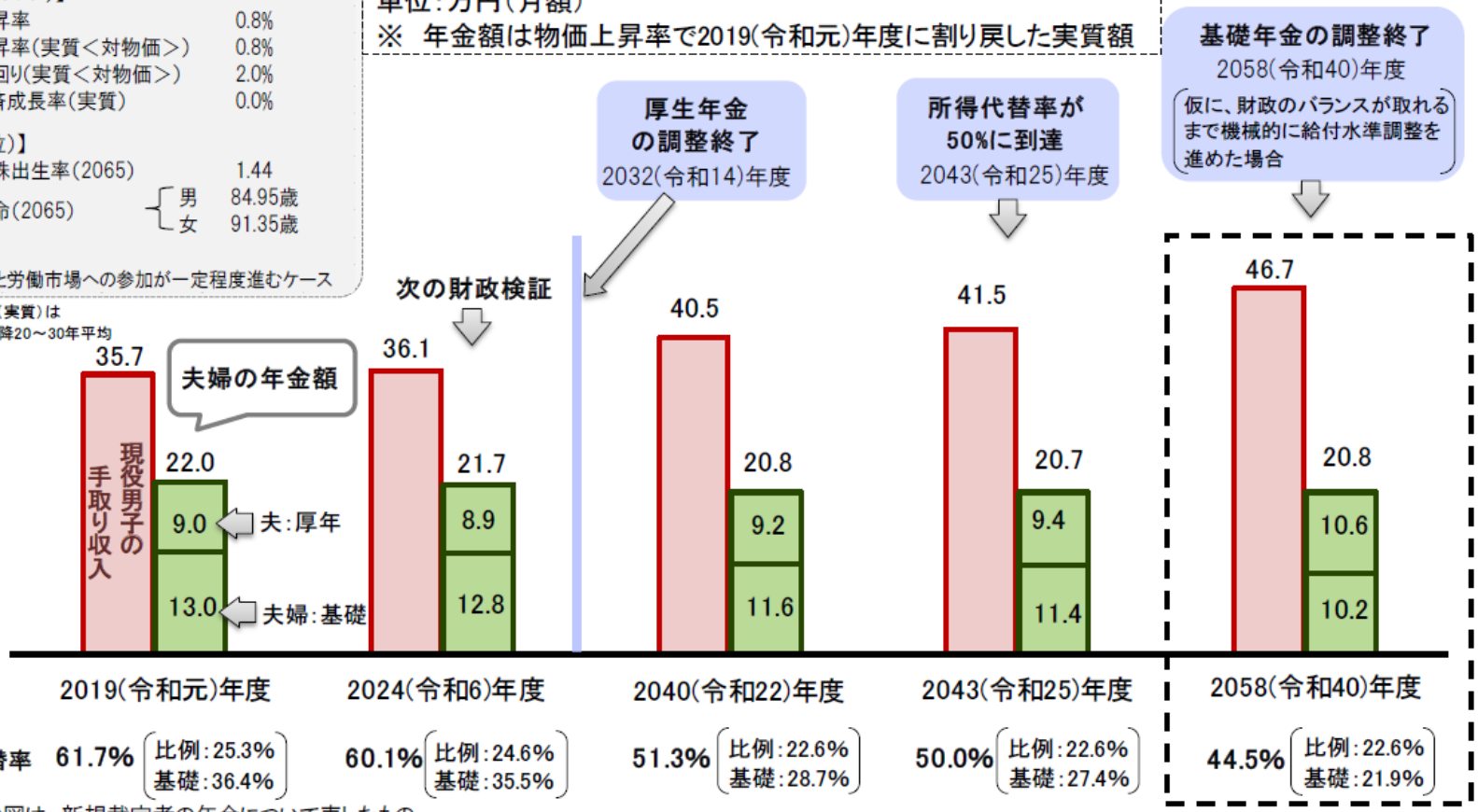

	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度	2040(令和22)年度	2043(令和25)年度	2058(令和40)年度
所得代替率	61.7%（比例：25.3%　基礎：36.4%）	60.1%（比例：24.6%　基礎：35.5%）	51.3%（比例：22.6%　基礎：28.7%）	50.0%（比例：22.6%　基礎：27.4%）	44.5%（比例：22.6%　基礎：21.9%）

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

出典：第9回社会保障審議会年金部会2019年8月27日資料1

出生年度別の65歳時点の所得代替率と平均余命

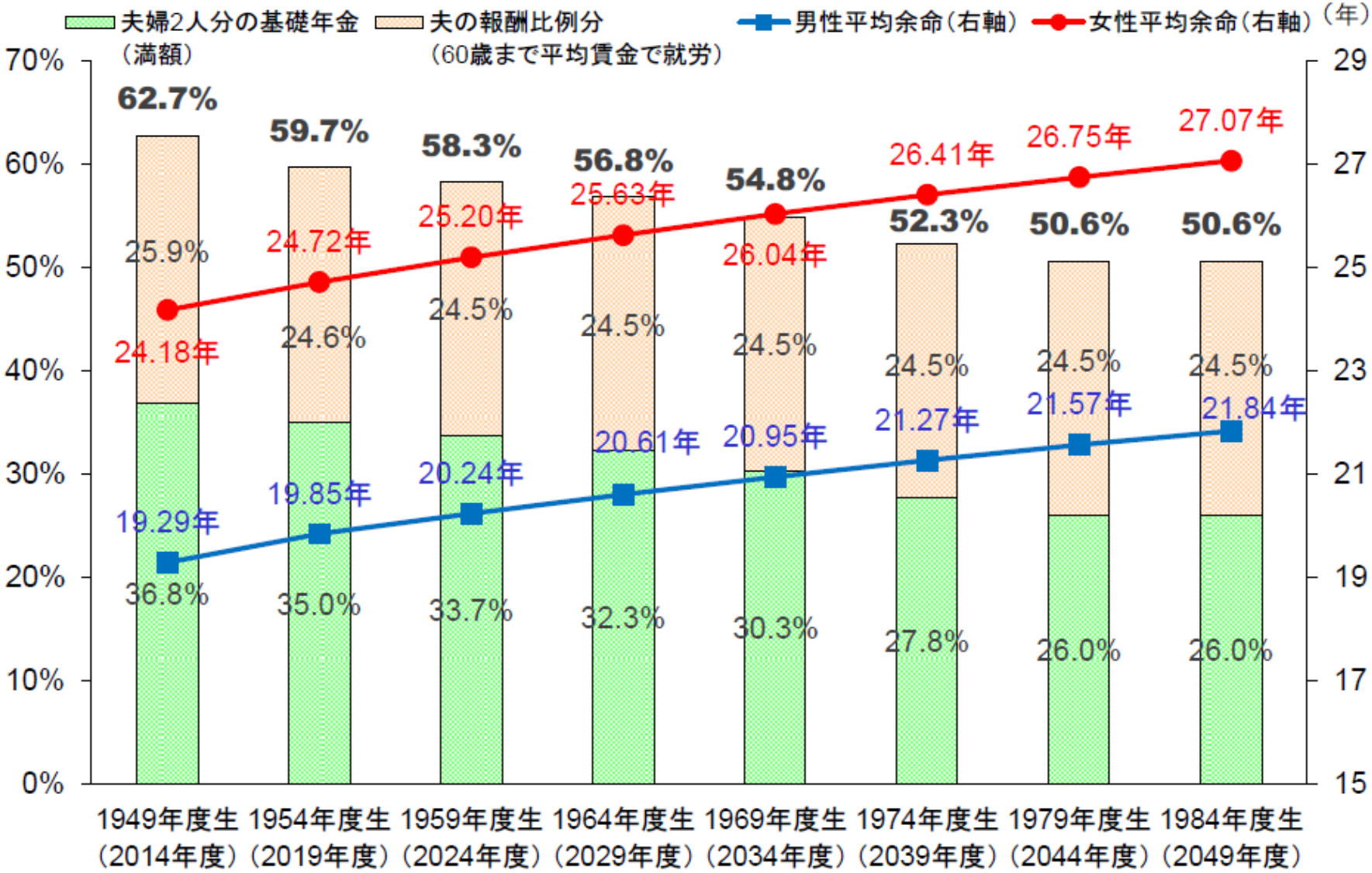

※ 所得代替率は平成26年財政検証ケースEであり、平均余命は2014年度は平成26年簡易生命表、2019年度以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の将来生命表（中位仮定）の65歳平均余命による。

（出典）第21回市場ワーキング・グループ　厚生労働省提出資料

公的年金は老後の生活を守る大黒柱だった！

- 公的年金だけで悠々自適な生活
今時、こんなことを夢見る日本人はいないだろう。たまに国会でこんな論点で年金が取り上げられると戸惑いを覚える。中には、年金をもらうことは期待しないという若者もいるが、公的年金は生涯を任せられる大黒柱とは言えなくなったが、大事な柱であることは間違いない
- 公的年金を中心とした「**Team old age**（チーム老後）」の構築
金融資産を公的年金を繰下げ受給で鍛え直し、企業年金・私的年金・iDeCo・NISA・つみたてNISAなど複数の金融資産で「**Team old age**（チーム老後）」を家庭が安定した時期から構築
- 自営業者の方は国民年金を中心に据え、付加年金・国民年金基金・小規模共済保険・私的年金・iDeCo等により「**Team old age**（チーム老後）」を家庭が安定した時期から構築

金融資産が足らない方には、老後を無くすという最終手段

公的年金とTeam old age（チーム老後）

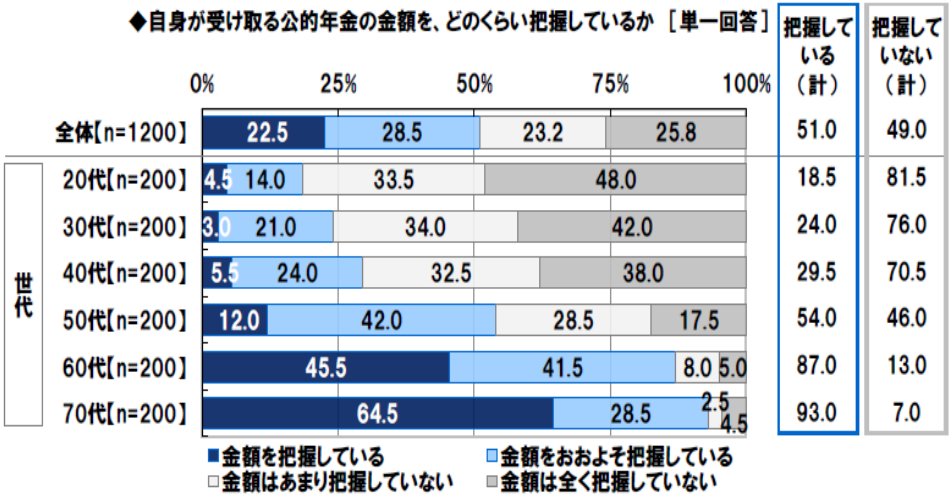

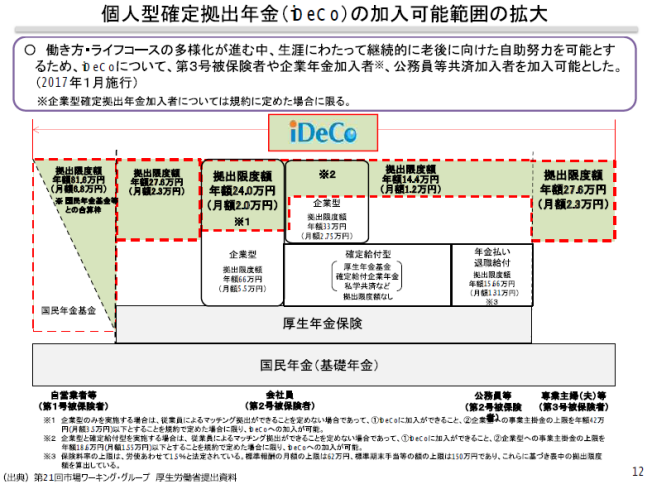

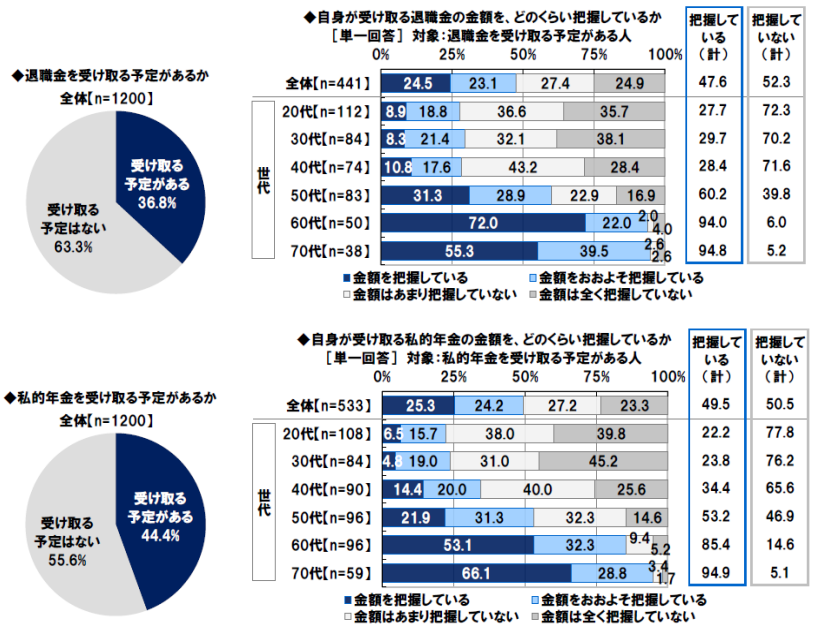

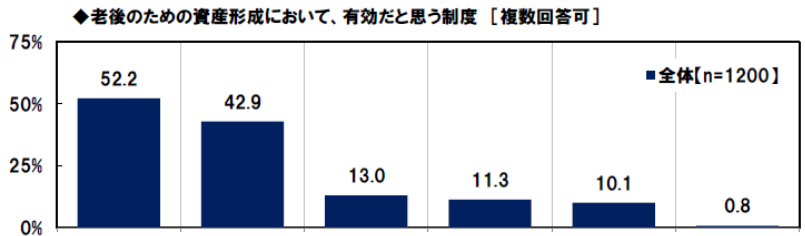

		n数	公的年金	私的年金（民間の個人年金、企業年金など）	iDeCo（個人型確定拠出年金）	NISA（少額投資非課税制度）	つみたてNISA	その他
	全体	1200	52.2	42.9	13.0	11.3	10.1	0.8
男女・世代	20代男性	100	37.0	34.0	15.0	17.0	14.0	2.0
	30代男性	100	36.0	33.0	23.0	22.0	16.0	2.0
	40代男性	100	49.0	45.0	20.0	16.0	15.0	1.0
	50代男性	100	56.0	43.0	16.0	13.0	12.0	1.0
	60代男性	100	66.0	46.0	10.0	10.0	4.0	-
	70代男性	100	67.0	50.0	10.0	6.0	8.0	2.0
	20代女性	100	42.0	44.0	15.0	11.0	14.0	-
	30代女性	100	35.0	41.0	11.0	11.0	11.0	-
	40代女性	100	32.0	34.0	12.0	10.0	10.0	-
	50代女性	100	57.0	45.0	13.0	10.0	7.0	1.0
	60代女性	100	74.0	56.0	7.0	4.0	4.0	1.0
	70代女性	100	75.0	44.0	4.0	5.0	6.0	-

全体比+10pt以上　全体比+5pt以上　全体比-5pt以下　全体比-10pt以下　（%）

出典：日本FP協会　世代別比較　くらしとお金に関する調査2018

最終手段は老後を無くす

●金融資産が老後を生き抜くにはどうしても足らない場合
人的資産を活用＝老後をなくす！健康寿命が尽きるまで働く
●楽しく働く　できる仕事をする　できない仕事はやらない
●一番いいのはやりたい仕事をやるのが一番だが、拘らない

できる仕事

やりたくない仕事

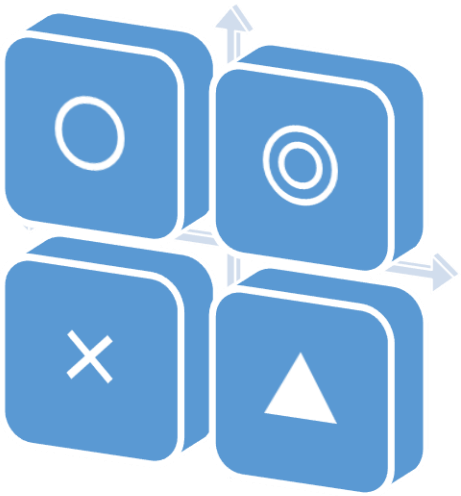

やりたい仕事

できない仕事

- 日本人は外国人に比べて就業意欲が高い
- 生きがいを感じている高齢者は仕事をしているほうが仕事をしていない高齢者より高い
- 健康寿命は将来延びる
- 高齢者の体力も伸びている

高齢者の就業意欲と健康寿命

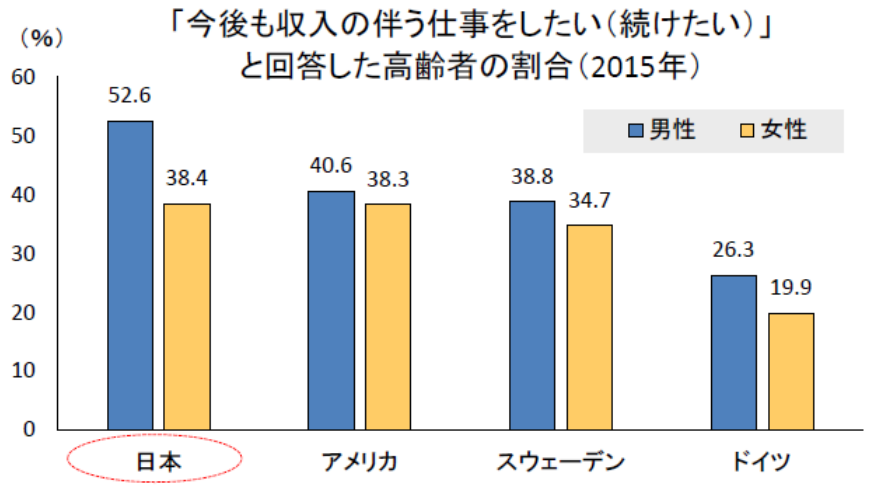

（出所）内閣府「平成27年度 第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」により作成。
（注）各国とも60歳以上が対象。

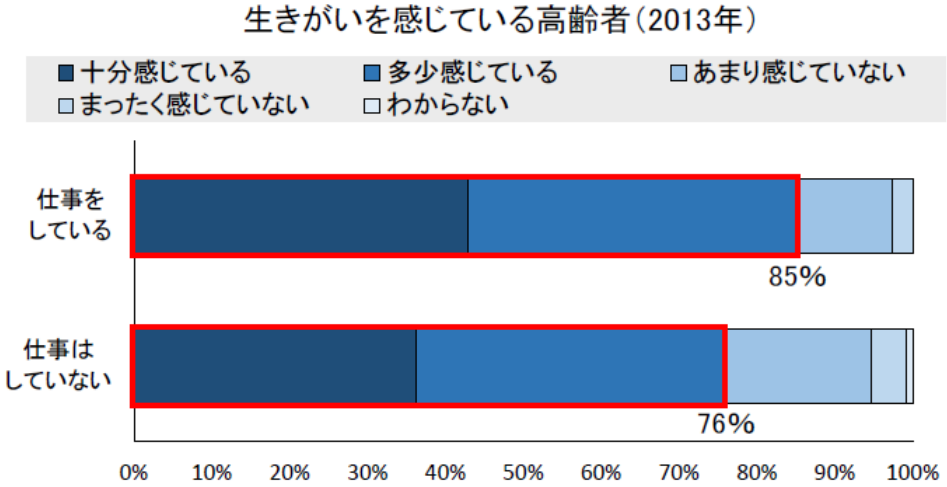

（出所）内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」により作成。（注）対象は60歳以上の男女。

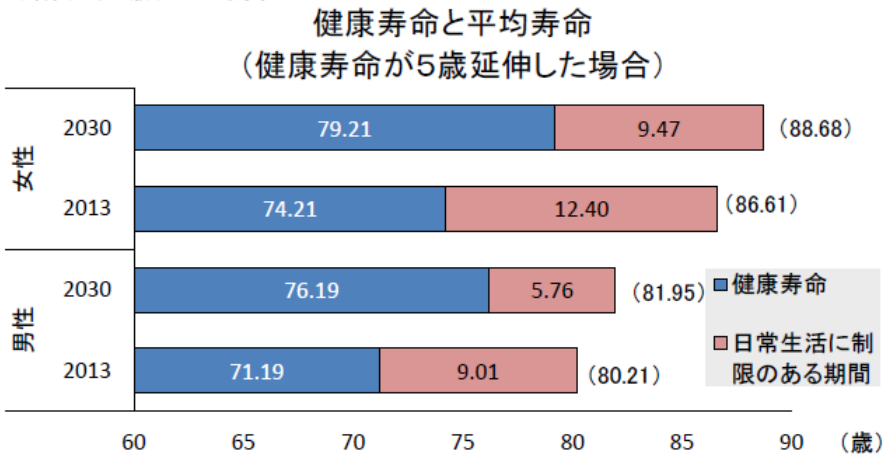

（出所）健康日本21（第二次）の推進に関する研究、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」により作成。（注）2013年の健康寿命が2030年までに5歳延びた際の姿を機械的に描いたもの。2030年の平均寿命は社人研の中位推計の仮定に基づく。

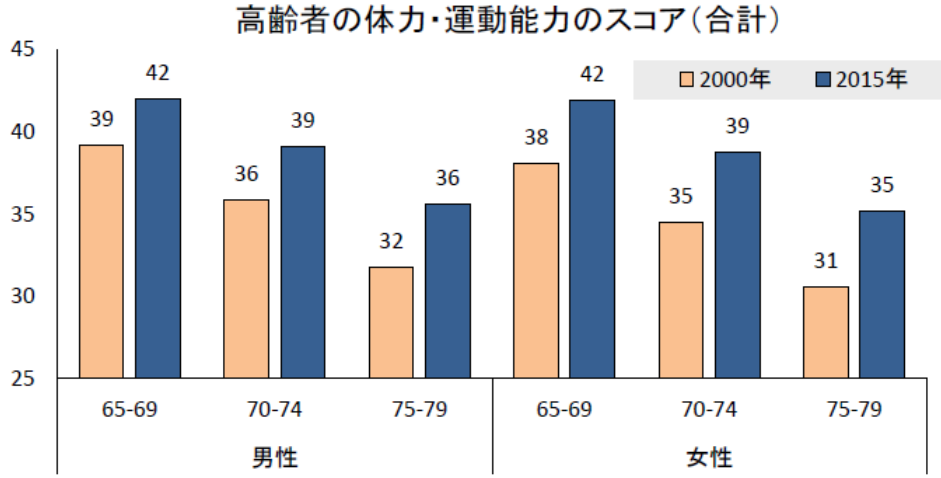

（出所）文部科学省「体力・運動能力調査」により作成。（注）握力、上体起こし、前屈等6項目における合計点の平均。

3

出典：総務省ホームページ＞政策＞白書＞29年版＞期待される労働市場の底上げ

気になる絵が高校の教科書に載っています

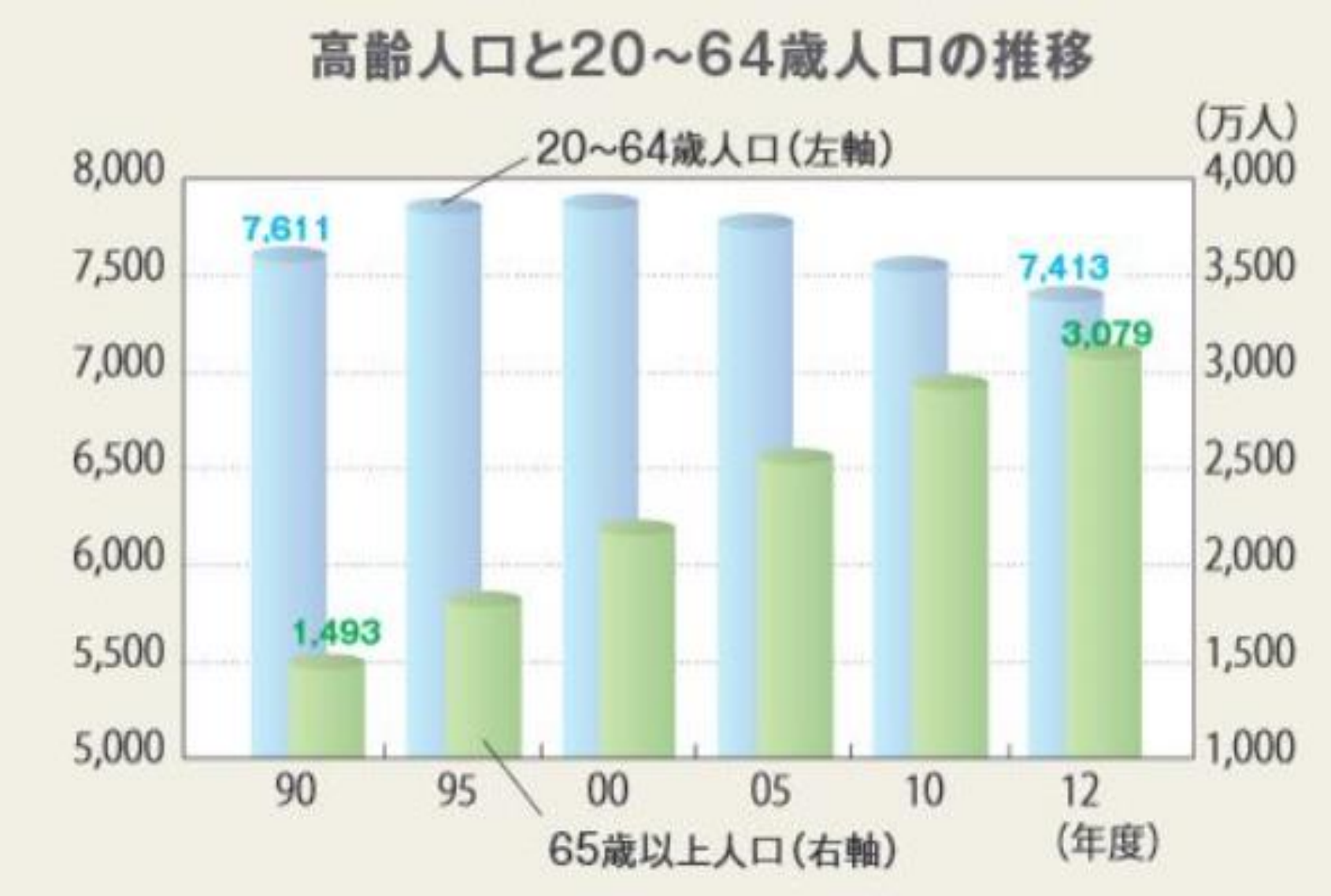

Copyright© 2020 Office Libertas Co., Ltd All rights reserved

高校の教科書の図は間違いではありませんが

1人の就労者が何人の非就労者を養っているか？をデータで調べてみると、全く異なる図式が・・・

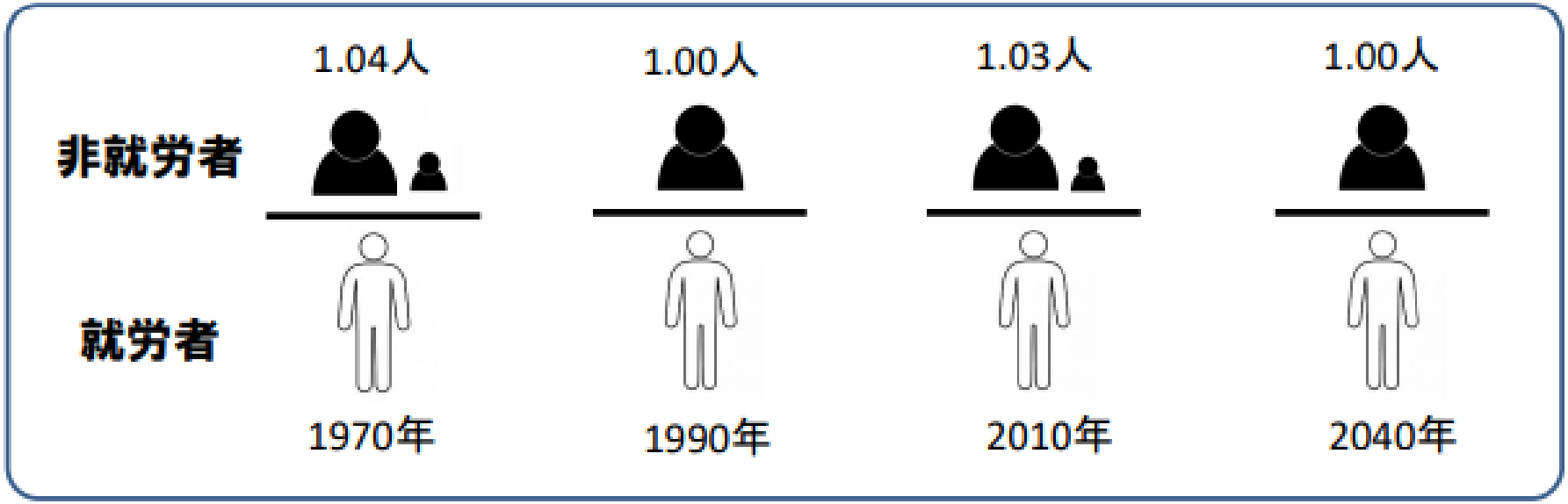

※下記データを元に株式会社オフィス・リベルタスが作成
就業者数は、総務省統計局　労働力調査　https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html
人口は、国立社会保障・人口問題研究所　http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2019.asp?chap=0
2040年の就業者数予測は、労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計ー労働力需給モデル（2018年度版）による将来推計」より
https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2019/209.html
2040年の人口予測は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」より
http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_gaiyou.pdf

Copyright©　2020 Office Libertas Co., Ltd All rights reserved

GPIFに積立てた分は2050年から使われます

正解 **少子高齢化対策は十分行われている**

問題 日本が高齢化社会に入ったのはいつ？

（答え）1970年（昭和45年）

年金財政問題の解決策

1. 年金支給額の引き下げ
2. 支給開始年齢の引き上げ
3. 保険料の引き上げ
4. 経済の成長政策

→ この3つはすでに対策済み

Copyright© 2020 Office Libertas Co., Ltd All rights reserved

ご清聴ありがとうございました！